

参 考 资 料

---



# 1 県税の税率等の推移

## (1) 県民税, 事業税, 不動産取得税, 道府県たばこ税

税目		年度		25	26	27	28	29	30	
		25	26							
道 府 県 民 税	道 府 県	個人						(創設) 均等割 年 100 円 所得割 所得税の 5%		
		法人						(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%	
		利子割								
	事 業 税	個 人	事業主 控除等	免税点 25,000 円		基礎控除 年 38,000 円		基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円
			税率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%				第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 助産婦業等 4%		
		人	その他					特別所得税を事業税 第 3 種事業とした。		
		法 人	税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%				普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び清算 所得 12% 収入金額課税法人 1.5%		
			その他			申告 納付 制度 採用		生命保険事業を収入 金額課税とし、運送 業(鉄・軌道事業を 除く。)を所得課税と した。	損害保険事業を収入金額 課税とした。	
	不 動 産 取 得 税							(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1 万円 家屋(建築) 10 万円 家屋(その他) 5 万円	
		道 府 県 た ば こ 税 〔道 府 県 た ば 〕 〔こ 消 費 税〕						(創設) $\frac{5}{115}$ 税率		

31	32	33	34	35	36	37	38	39
所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%			所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%		
基礎控除 年 120,000円			基礎控除 年 200,000円		事業主控除と 名称変更			事業主控除 年 220,000円
	第1種事業課税所得 年 50万円以下 6% 年 50万円超 8%					第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%		
	普通法人 年 50万円以下 8% 年 100万円以下 10% 年 100万円超及び 清算所得 12%		普通法人 年 50万円以下 7% 年 100万円以下 8% 年 200万円以下 10% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 50万円以下 7% 年 50万円超及び清 算所得 8%			普通法人 年 100万円以下 6% 年 200万円以下 9% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 100万円以下 6% 年 100万円超及び清 算所得 8%		普通法人 年 150万円以下 6% 年 300万円以下 9% 年 300万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 150万円以下 6% 年 150万円超及び清 算所得 8%
	地方鉄・軌道事業 を所得課税とした。							
								(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円
税率 8%						税率 9% 課税標準の改正		

40	41	42	43	44	45	46	47
	分割課税に係る 所得割は当分の 間算出税額の 90%						
法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 (7)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円以 下の法人等 年 600円 (4)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円を 超える法人 年 1,000円			法人税割 5.6%		
事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円			事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円
				専業専従者控 除に完全給与 制採用			
	農業組合法人の 行う農業は非課 税						
		税率 10.3%					

48	49	50	51	52
			均等割 年 300 円	
	法人税割 5.2%	法人税割 (中小法人等については 5.2%)  (特例条例)	均等割 (7) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人, 公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (i) の法人について同じ。) 及び 保険業法に規定する相互会社 年 6,000 円 (i) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 3,000 円 (7) (7) 及び (i) の法人以外の法人等 年 1,800 円	均等割 (7) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人, 公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (i) の法人について同じ。) 及び 保険業法に規定する相互会社 年 20,000 円 (i) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (7) (7) 及び (i) の法人以外の法人等 年 2,000 円
事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円
	普通法人 年 300 万円以下 6% 年 600 万円以下 9% 年 600 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超及び清算所得 8%	普通法人 年 350 万円以下 6% 年 700 万円以下 9% 年 700 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超及び清算所得 8%		
(免税点) 土地 10 万円 家屋 (建築) 23 万円 家屋 (その他) 12 万円				

53	54	55	56
		均等割 年 500 円	
均等割 (7) 資本の金額又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。以下(イ)から(エ)において同じ。）が 50 億円を超える法人 年 200,000 円 (イ) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年 100,000 円 (ロ) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年 20,000 円 (ハ) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (ニ) (7)～(エ)の法人以外の法人等 年 2,000 円			法人税割 6.0% (中小法人等については 5.0%) (特例条例 56. 8. 1 施行)
			税率 4% (7月1日から) ・昭和 56 年 1 月 1 日前に住宅以外の家屋の新築工事に着手した者が、その家屋を昭和 57 年 12 月 31 日までに取得した場合 ・昭和 61 年 6 月 30 日までに住宅を取得した場合 } は 3%

57	58	59	60	61
			均等割 年 700 円	
	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (ロ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (ハ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (ニ) (ア)から(ハ)の法人以外の法人等 年 4,000 円	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 750,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 500,000 円 (ロ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 100,000 円 (ハ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 30,000 円 (ニ) (ア)から(ハ)の法人以外の法人等 年 10,000 円		
			事業主控除 年 2,400,000 円	
				住宅を取得した場合の税率の特例措置を昭和 64 年 6 月 30 日まで延長
			税率 従価格 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円	特例税率 (61. 5. 1～61. 3. 31 の間) 従量税 1,000 本につき 360 円



62	63	元	2	3	4	5
	所得割 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%		所得割 550万円以下 2% 550万円超 4%		
			法人税割 5.8% (中小法人等については5.0%) (特例条例)			
	(創設) 税率 5%					
						事業主控除 年 2,700,000円
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成4年6月30日まで延長			住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成7年6月30日まで延長	
適用期限の延長 63. 3. 31まで	適用期限の延長 64. 3. 31まで	県たばこ税に名称変更 1,000本につき 1,129円				

6	7	8	9	10
	所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	均等割 年 1,000 円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%	
均等割 標準税率 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (ウ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (エ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (オ) (ア)から(エ)の法人以外の法人等 年 20,000 円				
				普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超及び清算所得 11% 特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超及び清算所得 7.5%
	住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 10 年 6 月 30 日まで延長			住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 13 年 6 月 30 日まで延長
			1,000 本につき 692 円 (3 級品については 329 円)	

11	12	13	14
所得割 個人住民税の所得割の15%（4万円を上限とする。）の額を税額から控除する定率減税			
事業主控除 年 2,900,000 円			
普通法人 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超及び清算所得 6.6% 収入金額課税法人 1.3%		(1) 収入金額課税法人 1.3% (2) 特定信託の受託者である信託業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 各特定信託の各計算期間の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6%	各特定信託の各計算期間の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6% 清算所得 6.6% (3) その他の事業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6% 清算所得 6.6%
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 16 年 6 月 30 日まで延長	
1,000 本につき 868 円 (3 級品については 413 円) (5 月 1 日以降)			

15	16	17	18
(創設) 配当割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%) 株式等譲渡所得割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%)			
	外形標準課税 ・所得割 各事業年度の所得 年 400 万円以下…3.8% 年 800 万円以下…5.5% 年 800 万円超 …7.2% ・付加価値割 ……0.48% ・資本割……0.2% ※外形標準課税の対象でない法人は従前どおり。		
	資本金が 1 億円を超える普通法人に外形標準課税を導入。		
税率 3% (本則税率は 4%) (平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに不動産を取得した場合)			○住宅又は土地 税率 3% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに取得した場合) ○住宅以外の家屋 税率 3.5% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに取得した場合)
1,000 本につき 969 円 (3 級品については 461 円) (7 月 1 日以降)			1,000 本につき 1,074 円 (3 級品については 511 円) (7 月 1 日以降)

19	20	21
均等割 年 1,500 円 (ひろしまの森づくり県民税条例) 所得割 一律 4% 定率減税の廃止		所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%) の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ~平成 23 年 12 月 31 日)
均等割 (ア) 資本金等の額が 5 0 億円を超える法人 年額 840,000 円 (イ) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 567,000 円 (ウ) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 136,500 円 (エ) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 52,500 円 (オ) (ア) から (エ) の法人以外の法人等 年額 21,000 円  (ひろしまの森づくり県民税条例)		
	○外形標準課税の対象とならない法人 ・ 所得割 [普通法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 800 万円以下…4.0% 年 800 万円超及び清算所得…5.3% [特別法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 400 万円超及び清算所得…3.6% ・ 収入割 0.7% ○外形標準課税の対象となる法人 年 400 万円以下…1.5% 年 800 万円以下…2.2% 年 800 万円超及び清算所得…2.9%  【平成 20 年 10 月 1 日以降に開始する事業年 度から適用 (地方法人特別税 (国税) の創設)】	
	税率 4% (平成 20 年 4 月 1 日以後に住宅以外の家屋を 取得した場合)	○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに取得した場合)

22	23	24	25
	所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%)の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 25 年 12 月 31 日)		
清算所得課税制度廃止 (平成 22 年 10 月 1 日以後、 解散分から適用)		○欠損金繰越控除の 2 年延長 (7 年から 9 年に) (平成 20 年 4 月 1 日以降終了事業年度発生分) ○繰越欠損金控除限度を 80%に制限 (中小法人等を除く) (平成 24 年 4 月 1 日以降開始事業年度から適用)	
		○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日 までに取得した場合)	
1,000 本につき 1,504 円 (3 級品については 716 円) (10 月 1 日以降)			1,000 本につき 860 円 (3 級品については 411 円) (4 月 1 日以降)

26	27	28	
東日本大震災からの復興に関し地方公共団体の防災費確保のため均等割税率が500円引上げ (平成26年度～平成35年度)	ふるさと納税の拡充 ・特例控除額を個人住民税所得割額の2割に引上げ (平成28年度以後の個人住民税から適用) ・ふるさと納税ワンストップ特例制度の導入 (平成27年4月1日以後寄附から適用)	○公的年金からの仮特別徴収税額の平準化 ・仮特別徴収税額を、前年度分の公的年金等の所得に係る個人住民税の1/2に相当する額とする。 (平成28年10月以降に実施する特別徴収から適用)	個 県
法人税割の税率改正 標準税率… 3.2% 制限税率… 4.0% (平成26年10月1日以降開始事業年度から適用) (法人住民税引下げ相当分を地方法人税(国税)として創設)	○「資本金等の額」の改正 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額に無償増資・減資、欠損填補を行った調整後の額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用) ○均等割の税率区分の基準の改正 資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用)	○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設	法 県
	○利子割の納税義務者から法人を除外 (平成28年1月1日以後支払利子等から適用) ○特定公社債等の利子等について、利子割の課税対象から除外し、配当割の課税対象とする。 (平成28年1月1日以後支払特定公社債等から適用) ○源泉徴収口座内の特定公社債等譲渡所得等を株式等譲渡所得割の課税対象とする。 (平成28年1月1日以後の譲渡所得等に適用)		利 子 割
			個 事
○法人事業税(所得割及び収入割)の税率改正 資本金1億円超の普通法人 年400万円以下… 2.2% 年800万円以下… 3.2% 年800万円超及び清算所得… 4.3% 資本金1億円以下の普通法人 年400万円以下… 3.4% 年800万円以下… 5.1% 年800万円超及び清算所得… 6.7% 特別法人 年400万円以下… 3.4% 年400万円超及び清算所得… 4.6% 電気供給業等収入金… 0.9% ○地方法人特別税の税率改正 外形標準課税法人… 67.4% 所得割課税法人… 43.2% 収入金課税法人… 43.2% (平成26年10月1日以降開始事業年度から適用) (地方法人特別税を1/3に縮小し、法人事業に還元)	○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 0.72% 資本割 … 0.3% 所得割 … 年400万円以下 1.6% 年800万円以下 2.3% 年800万円超 3.1% 地方法人特別税… 93.5% (平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度に適用) ○資本割の課税標準の改正 資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用) ○繰越欠損金控除限度を65%に制限 (中小法人等を除く) (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用)	○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 1.2% 資本割…0.5% 所得割…年400万円以下 0.3% 年800万円以下 0.5% 年800万円超 0.7% 地方法人特別税… 414.2% (平成28年4月1日以後に開始する事業年度に適用) ○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設 ○繰越欠損金控除限度を60%に制限 (中小法人等を除く) (平成28年4月1日以後開始事業年度から適用)	法 事
○耐震改修(取得日後6ヵ月以内)による基準適合既存住宅に特例措置適用 ○特例適用住宅に係る課税標準の特例措置(1300万控除)の適用期限を2年延長 (～平成28年3月31日) ○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成28年3月31日)	○買取再販に係る不動産取得税の減額措置適用 (～平成29年3月31日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成29年3月31日) ○住宅又は土地(特例の延長) 税率 3% (平成18年4月1日から平成30年3月31日までに取得した場合) ○宅地評価土地(特例の延長) 価格を1/2とする。(～平成30年3月31日)	○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成30年3月31日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例(1300万円控除)を2年延長 (～平成30年3月31日)	不 動 産
		3級品1,000本につき481円 (4月1日以降)	た ば こ

(2) ゴルフ場利用税, 特別地方消費税

年度		25	26	27	28	29	30
税目							
道府県	道	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の施設 100%		(入場税) 税率を従来の1/2に引き下げた。		入場税を国税に移譲し、第3種の施設の利用に対し娯楽施設利用税を課することとした。 (1) 料金課税の税率 舞踊・ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競技の施設利用 10% (2) 外形課税 (月額)の税率 ぱちんこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円	
	府	ゴルフ場利用税 〔1. 平成元年度名称変更 (旧娯楽施設利用税) 2. 地方税としての入場税を含む。〕					
税	県	芸者等の花代 100% カフェー・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%		カフェー・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 (非課税) 10% 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下		(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者等の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェー・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 非課税制度を免税点制度に改めた。
	税	特別地方消費税 〔料理飲食等消費税 遊興飲食税〕					



31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
	<p>ゴルフ場に対し定額課税を採用した。</p> <p>1人1日 200円</p>				<p>(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15%</p> <p>(2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 400円</p>	<p>料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%</p>			
	<p>芸者等の花代・カフェー・バー等 15%</p> <p>宿泊及び上記以外の飲食 10%</p> <p>(免税点) 飲食店 1人1回 300円以下</p> <p>食券食堂 1品の価格 150円以下</p> <p>宿泊 1人1泊 800円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円</p>				<p>名称を料理飲食等消費税に変更した。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下</p> <p>食券食堂 1品の価格 250円以下</p> <p>宿泊 1人1泊 1,000円以下</p>	<p>(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10%</p> <p>(2) 旅館における宿泊料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円</p>			

41	42	43	44	45	46	47	48
<p>(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 600円</p> <p>(2) (1)のうちゴルフ場所在市町村に対して1/6交付</p>					<p>ボウリング場に対し外形課税を採用した。ゴルフ場所在市町村に対して1/3交付</p>	<p>ゴルフ場については定額税率によって課税する。</p>	<p>ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村に対して1/2交付</p>
<p>(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円</p> <p>飲食店等 1人1回 600円</p> <p>チケット制食堂 1品 300円</p> <p>(奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)は課税標準から控除することとした。</p>			<p>(税率) 1人1回の消費金額の10%</p> <p>(免税点) 旅館 1人1泊 1,600円</p> <p>飲食店等 1人1回 800円</p> <p>チケット制食堂 1品 400円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円</p> <p>飲食店等 1人1回 900円</p> <p>チケット制食堂 1品 450円</p> <p>(基礎控除) 旅館における基礎控除額 1,000円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円</p> <p>飲食店等 1人1回 1,200円</p> <p>チケット制食堂 1品 600円</p> <p>(48. 10. 1施行)</p>

49	50	51	52	53	54	55	56	57
			ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,000円 外形課税 （月額）の税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじやん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円					
（基礎控除） 旅館における基礎控除 1,500円 （49. 10. 1 施行）	（免税点） 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1,700円 チケット制食堂 1品 850円 （50. 10. 1 施行）		（免税点） 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円 （52. 10. 1 施行）	（基礎控除） 旅館における基礎控除額 2,000円 （53. 10. 1 施行）				（免税点） 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 2,500円 （58. 1. 1 施行） （チケット制食堂1品1,000円は据え置き）

58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8
ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,100円 外形課税 （月額）の税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円						・ゴルフ場利用税に 名称変更 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村 に対して 7/10 交付							
（旅館における基礎 控除） 2,500円 （59. 1. 1 施行）						・特別地方消費税に 名称変更 （税率） 3% （免税点） 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 5,000円 （元. 4. 1 施行）	（免税点） 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 7,500円 （3. 7. 1 施行） （交付金） 旅館、飲食店等所 在市町村に対して 1/5 交付						

9	10	11	12	13	14	15	16~28	
						非課税区分を新設 対象者 ・ 年齢 18 歳未満 及び 70 歳以上 の者の利用 ・ 障害者 ・ 国民体育大会で の使用 ・ 学生等の利用		ゴルフ場利用税
(交付金) 交付金を 1/2		廃止 (12.3.31)						特別地方消費税

(3) 自動車税, 軽油引取税, その他

税目		年度								
		25	26	27	28	29	30	31	32	
道府	自動車税	普通自動車 自家用 15,000 円 営業用 10,000 円 トラック及び バス 10,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 4,500 円 その他 3,000 円 三輪車 2,000 円 二輪車 1,000 円 軽自動車 500 円			普通自動車 自家用 30,000 円 営業用 14,000 円 トラック 14,000 円 バス 観光用 25,000 円 その他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200 円 その他 4,200 円 三輪車 2,800 円 二輪車 1,400 円 軽自動車 700 円		普通自動車 自家用 120 吋以下 36,000 円 120 吋超 60,000 円 営業用 120 吋以下 15,000 円 120 吋超 30,000 円 トラック 自家用 揮発油 15,000 円 その他 23,000 円 営業用 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 バス 観光用 揮発油 30,000 円 その他 45,000 円 その他 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円		トラック及び バスにつ いて「揮発 油を燃料と する自動 車」以外の 税率を「揮 発油を燃料 とする自動 車」の標準 税率まで引 き下げた。	
	県	軽油 引取税							(創設) 税率 1 キロリッ トル 6,000 円	税率 1 キロリッ トル 8,000 円
税	その他	附加価値税が 創設され実施 は昭和 27 年 1 月 1 日からと された。 漁業権税賃貸 料の 10%		附加価値 税の実施 は昭和 28 年 1 月 1 日からと 延期され た。 漁業権税 は廃止さ れた。 狩猟者税 の税率が 改正され た。	附加価値税 の実施は昭和 29 年 1 月 1 日か らと延期され た。 狩猟者税の税 率が改正され た。	附加価値税は廃止され た。		大規模償 却資産に 対する固 定資産税 の特例が 創設され た。		

33	34	35	36	37	38	39	40	41
二輪小型自動車及び軽自動車を市町村税の軽自動車税の課税客体とした。			普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円			自家用乗用車 普通車 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 小型四輪車 1リットル以下 18,000円 1リットル超 21,000円 1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 営業用乗用車 普通車 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 観光貸切用バス 45,000円	
	税率 1キロリットル 10,400円		税率 1キロリットル 12,500円			税率 1キロリットル 15,000円		
狩猟者税の税率が改正された。					狩猟免許税と目的税である入猟税が創設されこれに伴って狩猟者税は廃止された。			(鉱区税) 石油又は天然ガスの鉱区に対する税率は現行(試掘90円、採掘180円)の2/3に引き下げられた。

42	43	44	45	46	47	48	49	50
					<p>乗車定員 30人以下 11,500円</p> <p>” 30人超40人以下 14,000円</p> <p>” 40人超50人以下 16,500円</p> <p>” 50人超60人以下 19,000円</p> <p>” 60人超70人以下 21,500円</p> <p>” 70人超80人以下 24,500円</p> <p>” 80人超 27,500円</p> <p>一般乗合用のもの及びスクールバス</p> <p>乗車定員 30人以下 20,000円</p> <p>” 30人超40人以下 25,000円</p> <p>” 40人超50人以下 30,000円</p> <p>” 50人超60人以下 35,000円</p> <p>” 60人超70人以下 40,000円</p> <p>” 70人超80人以下 45,000円</p> <p>” 80人超 50,000円</p> <p>その他</p>		<p>年1回課税となる。</p> <p>納期限 5月31日</p>	<p>従来の税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>次期規制適合車 電気自動車 } 1/2の税額を控除</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>当該年度規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス } 1/11の税額を控除</p> <p>(特例条例)</p>
	自動車取得税(目的税)が創設され法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。税率 3% 免税点 10万円	自動車取得税の免税点 15万円		狩猟免許税及び入猟税の税率が改正された。		自動車取得税 道路運送車両法第41条の規定による自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る税率は昭和49年3月31日までに取得されたものにあつては100分の1、昭和49年9月30日までの間に取得されたものにあつては100分の2	自動車取得税(免税点) 30万円 (税率) 軽自動車以外の自家用自動車 5% 上記のうち前項年度の基準に適合する自動車 4%	自動車取得税(税率) 道路運送車両法第41条により昭和51年4月1日以降に適用すべきものとして定められる保安基準に適合する自動車で自治省令で定めるものにつき取得が昭和50年4月1日から昭和51年3月31日までのものは100分の2、51年4月1日以降のものは100分の1を税率から控除する。



51	52	53	54
<p>           自家用乗用車            普通車            3.048メートル以下                70,000円            3.048メートル超                117,000円            小型四輪車            1リットル以下                23,500円            1リットル超1.5リットル以下                27,500円            1.5リットル超                31,500円            営業用乗用車            普通車            3.048メートル以下                26,000円            3.048メートル超                52,000円            小型四輪車            1リットル以下                7,000円            1リットル超1.5リットル以下                8,000円            1.5リットル超                9,000円            トラック            自家用                20,000円            営業用                17,500円            バス            自家用                39,000円            一般乗合用                14,000円            その他                34,500円            (条例)            税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。            当該年度規制適合車            被けん引車            一般乗合用バス            営業用トラック            } 1/11の税額を控除            次期規制適合車            電気自動車            } 1/2の税額を控除            (特例条例)         </p>		<p>           トラック            最大積載量が8トンを超える被けん引車            ・自家用                8,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに4,000円を加算した額            ・営業用                7,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,600円を加算した額         </p>	<p>           自家用乗用車            普通車            3リットル以下                71,000円            3リットル超                6リットル以下                77,000円                6リットル超                129,000円            小型四輪車            1リットル以下                25,500円            1リットル超                1.5リットル以下                30,000円                1.5リットル超                34,500円            営業用乗用車            普通車            3リットル以下                24,000円            3リットル超                6リットル以下                26,000円                6リットル超                52,000円            トラック            自家用                22,000円            バス            自家用                42,500円            営業用            一般乗合用のもの以外のもの                36,000円            三輪の小型自動車            自家用                5,500円            (条例)            税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。            当該年度規制適合車            被けん引車            一般乗合用バス            営業用トラック            } 1/11の税額を控除            次期規制適合車            電気自動車            } 1/2の税額を控除            (特例条例)         </p>
<p>           税率            1キロリットル                19,500円         </p>			<p>           税率(昭和54年6月1日から昭和58年3月31日まで)            1キロリットル                24,300円         </p>
	<p>           自動車取得税            (税率)            昭和53年度規制適合車に係る税率は、昭和52年4月1日から昭和53年3月31日までの取得に対しては0.25%を、昭和53年4月1日から同年8月31日までの取得に対しては0.125%をそれぞれ引き下げる。            鉦区税、狩猟免許税、入猟税の税率を、それぞれ現行の2倍に引き上げる。         </p>		<p>           狩猟免許税を狩猟者登録税に改めるとともに、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとし、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者は税率を2分の1とした。            入猟税についても、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとした。         </p>

55	56	57	58	59	60	61	62																																																																						
			<p>超過課税の廃止</p>	<table border="0"> <tr> <td>普通乗用車</td> <td>トラック</td> </tr> <tr> <td>  家用</td> <td>  4トン超5トン以下</td> </tr> <tr> <td>    3リットル以下</td> <td>    家用</td> </tr> <tr> <td>      81,500円</td> <td>      25,500円</td> </tr> <tr> <td>    3リットル超</td> <td>    営業用</td> </tr> <tr> <td>    6リットル以下</td> <td>      18,500円</td> </tr> <tr> <td>      88,500円</td> <td>バス</td> </tr> <tr> <td>    6リットル超</td> <td>  家用</td> </tr> <tr> <td>      148,500円</td> <td>  乗車定員40人超</td> </tr> <tr> <td>  営業用</td> <td>  50人以下</td> </tr> <tr> <td>    3リットル以下</td> <td>      49,000円</td> </tr> <tr> <td>      25,000円</td> <td>  営業用</td> </tr> <tr> <td>    3リットル超</td> <td>    一般乗合用</td> </tr> <tr> <td>    6リットル以下</td> <td>    乗車定員30人超</td> </tr> <tr> <td>      27,500円</td> <td>    40人以下</td> </tr> <tr> <td>    6リットル超</td> <td>      14,500円</td> </tr> <tr> <td>      54,500円</td> <td>  一般乗合用以外の</td> </tr> <tr> <td>  四輪以上の小型</td> <td>  もの</td> </tr> <tr> <td>  自動車</td> <td>  乗車定員40人超</td> </tr> <tr> <td>  家用</td> <td>  50人以下</td> </tr> <tr> <td>    1リットル以下</td> <td>      38,000円</td> </tr> <tr> <td>      29,500円</td> <td>  三輪の小型自動車</td> </tr> <tr> <td>    1リットル超</td> <td>    家用</td> </tr> <tr> <td>    1.5リットル以下</td> <td>      6,000円</td> </tr> <tr> <td>      34,500円</td> <td>  営業用</td> </tr> <tr> <td>    1.5リットル超</td> <td>      4,500円</td> </tr> <tr> <td>      39,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  営業用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    1リットル以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>      7,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    1リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    1.5リットル以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>      8,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    1.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>      9,500円</td> <td></td> </tr> </table>	普通乗用車	トラック	家用	4トン超5トン以下	3リットル以下	家用	81,500円	25,500円	3リットル超	営業用	6リットル以下	18,500円	88,500円	バス	6リットル超	家用	148,500円	乗車定員40人超	営業用	50人以下	3リットル以下	49,000円	25,000円	営業用	3リットル超	一般乗合用	6リットル以下	乗車定員30人超	27,500円	40人以下	6リットル超	14,500円	54,500円	一般乗合用以外の	四輪以上の小型	もの	自動車	乗車定員40人超	家用	50人以下	1リットル以下	38,000円	29,500円	三輪の小型自動車	1リットル超	家用	1.5リットル以下	6,000円	34,500円	営業用	1.5リットル超	4,500円	39,500円		営業用		1リットル以下		7,500円		1リットル超		1.5リットル以下		8,500円		1.5リットル超		9,500円				
普通乗用車	トラック																																																																												
家用	4トン超5トン以下																																																																												
3リットル以下	家用																																																																												
81,500円	25,500円																																																																												
3リットル超	営業用																																																																												
6リットル以下	18,500円																																																																												
88,500円	バス																																																																												
6リットル超	家用																																																																												
148,500円	乗車定員40人超																																																																												
営業用	50人以下																																																																												
3リットル以下	49,000円																																																																												
25,000円	営業用																																																																												
3リットル超	一般乗合用																																																																												
6リットル以下	乗車定員30人超																																																																												
27,500円	40人以下																																																																												
6リットル超	14,500円																																																																												
54,500円	一般乗合用以外の																																																																												
四輪以上の小型	もの																																																																												
自動車	乗車定員40人超																																																																												
家用	50人以下																																																																												
1リットル以下	38,000円																																																																												
29,500円	三輪の小型自動車																																																																												
1リットル超	家用																																																																												
1.5リットル以下	6,000円																																																																												
34,500円	営業用																																																																												
1.5リットル超	4,500円																																																																												
39,500円																																																																													
営業用																																																																													
1リットル以下																																																																													
7,500円																																																																													
1リットル超																																																																													
1.5リットル以下																																																																													
8,500円																																																																													
1.5リットル超																																																																													
9,500円																																																																													
			<p>暫定税率が2年間延長される。</p>		<p>暫定税率が3年間延長される。</p>																																																																								
<p>自動車取得税 軽自動車以外の家用自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率及び自動車の取得に係る免税点の特例措置（税率5% 免税点30万円）の適用期限を昭和58年3月31日まで延長した。 狩猟者登録税 道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち一定の被扶養者を軽減税率の適用対象から除外することとした。</p>			<p>鉦区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の1.1倍程度に改正される。 自動車取得税の暫定措置がさらに2年間延長される。</p>		<p>自動車取得税の暫定措置が3年間延長される。</p>																																																																								

63	元	2	3	4	5	6	7	8
	普通自動車 自家用 2リットル超 2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超 3リットル以下 51,000円 3リットル超 3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超 4リットル以下 66,500円 4リットル超 4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超 6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 2リットル超 2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超 3リットル以下 15,700円 3リットル超 3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超 4リットル以下 20,500円	4リットル超 4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超 6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円						
暫定税率が5年間延長される。					暫定税率が平成5年11月30日まで延長 平成5年12月1日から平成10年3月31日まで 税率 1キロリットル 32,100円			
自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。		自動車取得税の免税点 50万円			自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。			

9	10	11	12	13
			キャンピング車 1リットル以下 23,600円 1リットル超 1.5リットル以下 27,600円 1.5リットル超 2リットル以下 31,600円 2リットル超 2.5リットル以下 36,000円 2.5リットル超 3リットル以下 40,800円 3リットル超 3.5リットル以下 46,400円 3.5リットル超 4リットル以下 53,200円 4リットル超 4.5リットル以下 61,200円 4.5リットル超 6リットル以下 70,400円 6リットル超 88,800円 (経過措置あり)	
	暫定税率が5年間延長される。免税軽油の引き取り等に係る報告義務制度が創設される。			
地方消費税創設 税率 消費税額の25/100	自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。	自動車取得税 低公害車に対する特例措置の拡充		自動車取得税 低公害車に対する特例措置を平成15年3月31日まで延長

14	15	16	17
<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日までに新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から2年間の軽課</li> <li>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></li> <li>低燃費車かつ「優一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></li> <li>低燃費車かつ「良一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね13%軽課</b></li> <li>・重課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日まで間に、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</li> <li>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></li> </ul>	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽課措置 平成15年度に、新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</li> <li>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></li> <li>・重課措置 平成15年度に、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</li> <li>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></li> </ul>	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽課措置 平成16年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</li> <li>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></li> <li>低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></li> <li>・重課措置 平成17年3月31日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</li> <li>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></li> </ul> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」</li> <li>※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」</li> </ul>	<p>グリーン化税制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽課措置 平成17年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</li> <li>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></li> <li>低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></li> <li>・重課措置 平成18年3月31日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</li> <li>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></li> </ul> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」</li> <li>※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」</li> </ul>
	<p>暫定税率が5年間延長される。</p>		
	<p>自動車取得税暫定措置が5年間延長される。 自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成17年3月31日まで延長</p> <p>産業廃棄物埋立税創設 (税率) 産業廃棄物1トンあたり 1,000円</p>	<p>狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、新たに目的税として狩猟税を創設</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成19年3月31日まで延長</p>

18	19	20	21
<p>県外転出入に係る月割計算の廃止</p> <p>非課税車等に係る月割課税の徴収方法の変更（証紙徴収→普通徴収）</p> <p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成18年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成19年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成19年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成20年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成20年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b> ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成21年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成21年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b> ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成22年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>
		<p>暫定税率が10年間延長 (ただし、4月のみ失効)</p>	<p>用途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>軽油引取税の課税免除のうち、免税証によるものについて、本法附則により平成24年3月31日までとなる。 (石油化学製品製造業は除く)</p>
<p>自動車取得税の低燃費車特例を自動車税と同様に見直しの上2年間延長</p> <p>自動車取得税の環境性能に優れた大型ディーゼル車に対する特例措置の創設(2年間)</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成21年3月31日まで延長</p>	<p>自動車取得税の暫定措置は10年間延長(ただし、暫定税率は4月のみ失効)</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例及び環境性能に優れた大型ディーゼル車特例は見直しの上2年間延長 (ただし、4月のみ従前の制度による)</p> <p>自動車取得税のクリーンディーゼル乗用車に対する特例措置の創設(平成20年5月1日～平成22年3月31日)</p>	<p>自動車取得税の用途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>自動車取得税の各特例措置は、新車新規登録車両の取得について見直しの上、平成24年3月31日まで延長</p> <p>＜特例措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車に対する特例措置</li> <li>・低燃費車特例措置</li> <li>・環境性能に優れた大型ディーゼル車特例措置</li> <li>・クリーンディーゼル乗用車に対する特例措置</li> </ul>

22	23	24	25
<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成22年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成23年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成23年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成24年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成24年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成25年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成25年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成26年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>
<p>10年間の暫定税率を廃止 ただし、当分の間、現在の税率水準を維持</p> <p>原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する。 (通称「トリガー条項」)</p>	<p>原油価格の異常な高騰が続いた場合に、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する(通称「トリガー条項」)の適用を当分の間停止する。 (平成23年4月27日施行)</p>	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成27年3月31日まで延長。 【廃止業種】 電気通信事業、放送事業、建設用粘土製品製造業、鉄鋼業、自動車教習所業、ゴルフ場業</p>	
<p>自動車取得税の低燃費車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を2年延長 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設</p> <p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を設定</p> <p>クリーンディーゼル乗用車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を5ヶ月延長</p>	<p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成27年3月31日まで延長 &lt;特例措置&gt; ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・バリアフリー車両に対する特例を創設 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラックに対する特例を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載自動車に対する特例にバス等を追加</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>

26	27	28	
<p>グリーン化税制(見直しの上 2 年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成 26 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5t 以下, 12t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5t 超 12t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 27 年度燃費基準+20% 達成車 (平成 32 年度燃費基準達成車に限る) かつ平成 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <b>通常税率の概ね 75% 軽課</b></p> <p>○平成 27 年度燃費基準+10% 達成または+20% 達成車かつ平成 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <b>通常税率の概ね 50% 軽課</b></p> <p>・重課措置 平成 27 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 10% 重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 15% 重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を 2 年延長(平成 26~28 年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成 27 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5t 以下, 12t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5t 超 12t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 27 年度燃費基準+20% 達成車 (平成 32 年度燃費基準達成車に限る) かつ平成 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <b>通常税率の概ね 75% 軽課</b></p> <p>○平成 27 年度燃費基準+10% 達成または+20% 達成車かつ平成 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <b>通常税率の概ね 50% 軽課</b></p> <p>・重課措置 平成 28 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 10% 重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 15% 重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成 26~28 年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成 28 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5t 以下, 12t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5t 超 12t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+10% 達成車 かつ 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <b>通常税率の概ね 75% 軽課</b></p> <p>○平成 27 年度燃費基準+20% 達成車 かつ 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <b>通常税率の概ね 50% 軽課</b></p> <p>・重課措置 平成 29 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 10% 重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 15% 重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を 3 年延長(平成 28~31 年度 非課税)</p>	自動車税
	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長。 【廃止業種】 海上保安庁の航路標識、警察の電気通信設備、消防の電気通信設備、陶磁器製造業</p>		軽油引取税
<p>自動車取得税の税率引き下げ ・軽自動車…2% ・軽自動車以外の営業用自動車…2% ・軽自動車以外の家用自動車…3%</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を 2 年延長(平成 28 年 3 月 31 日までに取得)</p> <p>狩猟税の軽減措置拡充(平成 31 年 3 月 31 日まで)</p> <p>地方消費税 税率 消費税額の 17/63</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成 29 年 3 月 31 日まで延長 &lt;特例措置&gt; ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・パリアフリー車両に対する特例 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック・バス等に対する特例に、車両安定性制御装置搭載トラック・バス等を追加</p>	<p>自動車取得税の特例措置に環境性能に優れた大型ディーゼル車特例を追加 ・7.5t 超のバス・トラックに対する区分を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を 1 年延長(平成 29 年 3 月 31 日までに取得)</p>	その他



## 2 特例条例に関すること

### ○ 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）

#### 1 趣 旨

県民の健康と福祉の増進に資する大規模社会福祉施設等（老人福祉団地，障害者療育支援センター，身体障害者リハビリテーションセンター等）の建設資金に充てる財源を確保することを目的とするものである。

#### 2 内 容

##### (1) 税 率

平成 27 年 4 月 1 日以後 5 年以内に開始する各事業年度分の法人税割並びに同期内に解散又は合併した法人の清算所得に対する法人税割に係る法人税割の税率を 100 分の 4.0 とする。

（平成 27 年 2 月議会において 5 年間延長）

##### (2) 中小法人に対する軽減

次のア～ウのいずれかに該当する法人の各事業年度分の法人税割については，税額から 4.0 分の 0.8 を控除する。

ア 資本金額若しくは出資金額が 2,000 万円以下の法人又は資本金額若しくは出資金額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

イ 法人でない社団又は財団

ウ 課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下の法人

##### (3) 施行期日

昭和 50 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 27 年 4 月 1 日）

### （参 考）

#### 大規模社会福祉施設等建設基金条例

昭和 50 年 3 月 13 日条例第 11 号

最終改正：平成 23 年 3 月 14 日条例第 12 号

#### （設置）

第 1 条 大規模な社会福祉施設，医療施設，保健休養施設等（以下「大規模社会福祉施設等」という。）の建設に要する経費の財源に充てるため，大規模社会福祉施設等建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### （積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は，次に掲げる金額の合算額とし，予算で定める。

一 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）に基づいて課税することにより，広島県税条例（昭和 29 年広島県条例第 16 号）に基づいて課税した場合より増加した県税収入に相当する金額

二 大規模社会福祉施設等の建設資金として受納した寄附金の額に相当する金額

三 その他知事が必要と認める金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第6条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

## ○ ひろしまの森づくり県民税条例（平成 18 年広島県条例第 58 号）

### 1 趣 旨

県民全体が享受している県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民に広く薄く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進することを目的とするものである。

### 2 内 容

#### (1) 課税方法

納税義務者は、県内に住所等を有する個人及び事務所等を有する法人。

課税方式は、個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式。

#### (2) 税 率

県民税均等割に、次のとおり加算する。

○個人：年額 500 円（均等割額に加算）

○法人：年額 現行の均等割額の 5 %相当額

法人の区分	ひろしまの森づくり県民税	現 行 の均等割額
・ 公共法人及び公益法人等 ・ 人格のない社団等 ・ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除く） ・ 一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）※ ・ 資本金等の額が 1 千万円以下の法人	1,000 円	20,000 円
資本金等の額が 1 千万円超～1 億円以下	2,500 円	50,000 円
資本金等の額が 1 億円超～ 10 億円以下	6,500 円	130,000 円
資本金等の額が 10 億円超～ 50 億円以下	27,000 円	540,000 円
資本金等の額が 50 億円超	40,000 円	800,000 円

※一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）については、平成 20 年 12 月 1 日以降に開始する事業年度から適用。

#### (3) 課税期間

個人…平成 19 年度分～平成 28 年度分

法人…平成 19 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度分

（平成 23 年 12 月議会において 5 年間延長）

#### (4) 税収の使途

「ひろしまの森づくり基金」を設置し、森林の有する公益的機能の維持増進及び緑豊かな県土の形成に資する施策に活用。

○人工林対策…荒廃した人工林の間伐や風倒木等の処理など

○里山林対策…土砂災害防止や鳥獣被害防止等を目的とした里山林の整備、森林・林業体験活動の支援など

○木材利用対策…県産材の利用促進など

○森づくりに関する情報発信や普及啓発など

#### (5) 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 24 年 4 月 1 日）

(参 考)

## ひろしまの森づくり基金条例

平成 18 年 12 月 26 日条例第 62 号

(設置)

第1条 県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識の下に、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てるため、ひろしまの森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 ひろしまの森づくり県民税条例（平成18年広島県条例第58号）第2条及び第3条第1項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

### 3 法定外税に関すること

#### ○ 広島県産業廃棄物埋立税条例（平成 14 年広島県条例第 26 号）

##### 1 制定の理由

産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てることを目的とした産業廃棄物埋立税を新設するため，この条例を制定する。

##### 2 条例の内容

###### (1) 課税の根拠（第 1 条）

地方税法の規定に基づき，産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てるため，法定外目的税として，産業廃棄物埋立税を課する。

###### (2) 納税義務者（第 3 条）

産業廃棄物を排出する事業者（中間処理業者を含む）

###### (3) 課税対象（第 3 条）

県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入

###### (4) 課税免除（第 4 条）

排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分（自社処分）するための搬入は課税免除とする。（他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するものは除く。）

###### (5) 課税標準（第 5 条）

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

###### (6) 税率（第 6 条）

1 トンにつき千円

###### (7) 徴収の方法（第 7 条）

特別徴収とする。ただし，他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するための搬入については申告納付とする。

###### (8) 特別徴収義務者（第 8 条）

県内の最終処分業者

###### (9) 税収の使途（第 24 条）

産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てる。

##### 3 条例の施行日及び失効日

###### (1) 施行期日

平成 15 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 25 年 3 月 31 日）

###### (2) 失効

施行日から起算して 10 年を経過した日に効力を失う。

（平成 24 年 9 月議会において，5 年間延長）

(参考1)

## 広島県産業廃棄物抑制基金条例

平成15年3月14日広島県条例第2号

最終改正：平成24年10月10日条例第57号

(設置)

第1条 産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に必要な経費の財源に充てるため，広島県産業廃棄物抑制基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は，予算で定める。

2 県に納入又は納付された産業廃棄物埋立税額から産業廃棄物埋立税の賦課徴収に要する費用を控除した額は，この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は，必要に応じ，確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は，一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は，第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り，その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は，財政上必要があると認めるときは，確実な繰戻しの方法，期間及び利率を定めて，基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し，又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は，基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし，又は信託している場合において，当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは，当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため，基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか，基金に関し必要な事項は，知事が定める。

附 則

この条例は，平成15年4月1日から施行する。

## (参考2)

## 法定外税の実施状況

## (1) 法定外普通税

平成28年4月現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入  ②発電用原子炉を設置して行う発電事業	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額  ②発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100分の8.5 ②37,750円/千Kw(3ヶ月)	昭和63年9月1日施行
石川						①100分の8.5 ②34,900円/千Kw(3ヶ月)	平成4年10月8日施行
福井						①100分の8.5 ②45,750円/千kW(3ヶ月)	昭和51年11月10日施行
静岡						①100分の8.5 ②29,500円/千kW(3ヶ月)	昭和55年4月1日施行
新潟						①100分の8.5 ②33,000円/千kW(3ヶ月)	昭和59年11月15日施行
島根						①100分の8.5 ②41,100円/千kW(3ヶ月)	昭和55年4月1日施行
愛媛						①100分の8.5 ②40,000円/千Kw(3ヶ月)	昭和54年1月16日施行
佐賀						①100分の8.5 ②46,000円/千kW(3ヶ月)	昭和54年4月1日施行
鹿児島						①100分の12 ②22,600円/千Kw(3ヶ月)	昭和58年6月1日施行
宮城	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	昭和58年6月21日施行
青森	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮 ②原子炉の設置 ③原子炉への核燃料の挿入 ④使用済燃料の受入れ ⑤使用済燃料の貯蔵 ⑥廃棄物の埋設 ⑦廃棄物の管理	①製品ウランの重量 ②発電用原子炉の熱出力 ③原子炉に挿入した核燃料の価額 ④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量 ⑦ガラス固化体の容器の数量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③原子炉設置者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥廃棄物埋設事業者 ⑦廃棄物管理事業者	申告納付	①44,600円/kg ②9,000円/千kW(3カ月) ③核燃料価額の100分の13 ④19,400円/kg ⑤1,300円/kg (当面の間8,300円/kg) ⑥64,000円/m <sup>3</sup> ⑦1,969,500円/本	平成3年9月28日施行

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
茨城	核燃料等取扱税	①原子炉の設置 ②原子炉への核燃料の挿入 ③使用済燃料の受入れ ④使用済燃料の保管 ⑤高放射性廃液の保管 ⑥ガラス固化体の保管 ⑦プルトニウムの保管 ⑧放射性廃棄物の発生 ⑨放射性廃棄物の保管	①原子炉の熱出力 ②原子炉に挿入した核燃料の価額 ③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤高放射性廃液の数量 ⑥ガラス固化体の容器の数量 ⑦プルトニウムの重量 ⑧放射性廃棄物の容器の容量 ⑨放射性廃棄物の容器の容量	①原子炉設置者 ②原子炉設置者 ③再処理事業者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥再処理事業者 ⑦原子力事業者 ⑧原子力事業者 ⑨原子力事業者	申告納付	①30,500円/千kW(3ヶ月) ②核燃料価額の100分の8.5 ③60,100円/kg ④1,500円/kg ⑤1,594,000円/m <sup>3</sup> ⑥1,219,000円/本 ⑦5,100円/kg ⑧106,000円/m <sup>3</sup> ⑨5,100円/m <sup>3</sup>	昭和53年10月18日施行
沖縄	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内に事務所を設けて揮発油の販売を業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500円/kl	【課税免除】 1 揮発油の販売で輸出として行われるもの 2 揮発油の販売で県外移出として行われるもの 3 揮発油の販売で石油化学製品の製造のための用途に消費するためのもの 4 既に石油価格調整税を課された揮発油の販売 【施行期日】 昭和47年6月1日

## (2) 法定外目的税

平成28年4月現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
三重	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入：当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/ト	【免税点】 年間搬入量1,000ト未満の場合 【課税免除】 再生施設への搬入 【施行期日】 平成14年4月1日
滋賀							【免税点】 年間搬入量500ト以下の場合 【施行期日】 平成16年1月1日
岡山	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収(自社処分は申告納付)	1,000円/ト	【施行期日】 平成15年4月1日



都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
広島	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※申告納付	1,000円/トン	※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・公益上その他の事由により課税が不適当なものとして知事が別に定めるもの 【施行期日】 平成15年4月1日
鳥取	産業廃棄物処分場税				特別徴収 ※申告納付		※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【非課税】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・その他知事が別に定めるもの（下水処理汚泥等） 【施行期日】 平成15年4月1日
青森	産業廃棄物税			・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者	特別徴収 (自社処分は申告納付)		【非課税】 県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合 【施行期日】 平成16年1月1日
岩手				最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者			【施行期日】 平成16年1月1日
秋田						1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	【施行期日】 平成16年1月1日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
奈良	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成16年4月1日
山口					特別徴収 ※申告納付		※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 【施行期日】 平成16年4月1日
新潟					特別徴収 (自社処分は申告納付)		【施行期日】 平成16年4月1日
京都							【施行期日】 平成17年4月1日
宮城							【施行期日】 平成17年4月1日
島根					産業廃棄物減量税		【施行期日】 平成17年4月1日
熊本					産業廃棄物税		【施行期日】 平成17年4月1日
福島		1,000円/トン 自社処分の場合は1/2,年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	【施行期日】 平成18年4月1日				
愛知		1,000円/トン 自社処分の場合は500円/トン	【施行期日】 平成18年4月1日				
沖縄		1,000円/トン	【課税免除】 ・最終処分場が所在しない離島において、島内で発生した産業廃棄物を市町村が設置する最終処分場へ搬入する場合 ・公益上その他の事由により課税することが適当でない搬入 【施行期日】 平成18年4月1日				

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成18年10月1日
山形	産業廃棄物税					1,000円/トン	【施行期日】 平成18年10月1日
愛媛	資源循環促進税					(自社処分:500円/トン,設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	【施行期日】 平成19年4月1日
福岡	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	焼却施設:800円/トン 最終処分場:1,000円/トン	【施行期日】 平成17年4月1日
佐賀							
長崎							
大分							
鹿児島							
宮崎							
東京	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊についての宿泊料が 1万円以上1万5千円未満 :100円 1万5千円以上 :200円	【課税免除】 宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 【施行期日】 平成14年10月1日
岐阜	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為,又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 (シャトルバス,路線バス等については月毎の申告納付)	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000円/回 ・一般乗合用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	【課税免除】 緊急車両等 【施行期日】 平成15年4月1日

#### 4 税目別納期限等一覧表

平成 28 年 4 月 1 日現在

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
個人県民税	1 月 1 日	市町村民税と同じ	普通徴収又は特別徴収
法人県民税	なし	(1) 確定申告(法人税と同じ) 各事業年度又は計算期間終了の日から 2 月以内 (申告期限の延長を認められた場合、連結法人は 4 か月、その他の法人は 3 か月) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が 6 月を超える場合は、当該事業年度又は計算期間開始の日以後 6 月を経過した日から 2 月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度の終了の日の翌日から 2 月以内 ロ 残余の財産確定の日の翌日から 1 月以内 (4) 地方税法第 53 条第 19 項に掲げる (均等割のみを課される) 公共法人等 4 月 30 日まで	申告納付
県民税利子割	なし	当月分を翌月 10 日まで	特別徴収 (申告納入)
県民税配当割	なし	当月分を翌月 10 日まで (源泉徴収選択口座内配当等については、特別徴収した日の属する年の翌年の 1 月 10 日まで)	特別徴収 (申告納入)
県民税株式等譲渡所得割	なし	当年分を翌年 1 月 10 日まで (年の中途において源泉徴収口座の廃止届出書の提出等があった場合には、提出等があった日の属する月の翌月 10 日まで)	特別徴収 (申告納入)
個人事業税	なし	第 1 期 8 月 15 日から同月 31 日まで 第 2 期 10 月 15 日から同月 31 日まで	普通徴収
法人事業税	なし	(1) 確定申告 各事業年度又は計算期間終了の日の翌日から 2 月以内 (申告期限の延長を認められた場合は連結法人は 4 か月、その他の法人は 3 か月) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が 6 月を超えるものは、当該事業年度又は計算期間開始の日から 6 月を経過した日から 2 月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度終了の日から 2 月以内 ロ 残余財産確定の日から 1 月以内	申告納付
地方消費税譲渡割	なし	(1) 中間申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 (2) 確定申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 当分の間、国 (税務署) が、消費税の賦課徴収の例により行う	申告納付
地方消費税貨物割	なし	消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 消費税の申告と併せ、国 (税関長) に納付	申告納付

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
不動産取得税	随時	納税通知書に定める日	普通徴収
県たばこ税	なし	当月分を翌月末日まで	申告納付 普通徴収
ゴルフ場利用税	なし	当月分を翌月 15 日まで	特別徴収（申告納入） 申告納付
自動車税	4 月 1 日	(1) 5 月 15 日から同月 31 日まで (2) 道路運送車両法第 7 条, 第 12 条又は第 13 条の規定による登録申請があった自動車について, 地方税法第 151 条第 3 項に規定する期間内に納税義務が発生した場合に限り, 当該申請の日	普通徴収 証紙徴収
鉾区税	4 月 1 日	5 月 15 日から同月 31 日まで	普通徴収
自動車取得税	なし	(1) 新規登録検査または使用の届出がされる自動車の取得については, 登録検査または届出の時 (2) 登録（届出）自動車に所有者の変更があった場合, 使用者の変更により自動車検査証等の記入を受ける場合またはその他の事由による場合の自動車の取得については, 当該事由のあった日から 15 日以内  〔その日前に当該登録等を受けたときは, 当該登録等の日〕	申告納付（証紙）
軽油引取税	なし	当月分を翌月末日まで  〔元売業者及び特約業者以外の者が, 軽油を輸入する場合は, 輸入の時まで〕	特別徴収（申告納入） 申告納付 普通徴収
狩猟税	狩猟者の登録を受ける日	狩猟者の登録を受ける日	証紙徴収 普通徴収
産業廃棄物埋立税	なし	(1) 1 月 1 日から 3 月 31 日までの税額 4 月末日まで (2) 4 月 1 日から 6 月 30 日までの税額 7 月末日まで (3) 7 月 1 日から 9 月 30 日までの税額 10 月末日まで (4) 10 月 1 日から 12 月 31 日までの税額 翌年の 1 月末日まで	特別徴収（申告納入） 申告納付

## 5 平成27年度都道府県税決算(見込)額調

(単位：千円，%)

都道府県名	税目	予 算 額		調 定 額		収 入 額		収 入 率	
		税 額	前年度比	税 額	前年度比	税 額	前年度比	27年度	26年度
北海道		586,717,512	110.7	604,482,077	110.3	589,579,583	110.9	97.5	97.0
青森		140,251,601	111.1	143,154,419	110.4	140,520,394	110.9	98.2	97.7
岩手		127,436,000	110.7	130,052,826	110.4	127,902,697	110.8	98.3	98.0
宮城		306,730,000	113.6	312,420,046	113.0	307,048,469	113.5	98.3	97.9
秋田		90,265,475	110.0	92,104,794	108.6	90,354,275	109.3	98.1	97.4
山形		107,650,000	111.1	109,760,009	110.4	107,957,272	110.9	98.4	97.9
福島		235,434,353	113.5	240,494,239	113.1	235,830,360	113.5	98.1	97.7
茨城		365,516,690	110.3	374,808,309	109.1	366,087,310	110.1	97.7	96.8
栃木		243,000,000	108.5	250,472,332	107.8	244,349,497	108.7	97.6	96.7
群馬		243,500,000	111.4	250,429,762	110.2	245,131,653	110.8	97.9	97.4
埼玉		747,100,000	109.9	777,417,147	108.7	753,412,950	109.7	96.9	96.1
千葉		956,087,000	110.5	979,574,153	109.2	954,053,609	110.1	97.4	96.6
東京都		3,959,338,560	126.7	3,916,437,567	125.5	3,856,865,181	126.5	98.5	97.7
神奈川県		1,245,635,104	112.3	1,271,689,521	111.5	1,246,707,073	112.1	98.0	97.5
新潟		271,531,000	112.8	275,416,678	112.3	272,138,853	112.8	98.8	98.4
富山		138,486,000	114.2	142,588,508	112.9	139,779,504	113.3	98.0	97.7
石川		142,373,534	111.0	149,253,072	111.4	145,669,067	112.0	97.6	97.1
福井		108,735,322	116.4	112,574,709	115.7	110,501,567	116.3	98.2	97.7
山梨		96,913,159	114.3	99,772,521	113.8	97,699,964	114.4	97.9	97.5
長野		226,275,037	111.5	230,917,842	111.2	227,134,797	111.6	98.4	98.0
岐阜		233,786,000	114.3	242,268,750	113.8	236,655,237	114.7	97.7	96.9
静岡		484,700,000	108.7	498,880,835	108.4	488,267,775	109.0	97.9	97.3
愛知		1,246,600,000	111.9	1,271,174,649	111.1	1,249,676,237	111.7	98.3	97.8
三重		243,599,000	106.5	251,782,934	106.5	247,405,636	106.9	98.3	97.9
滋賀		154,770,000	107.4	160,032,630	107.5	155,949,883	107.9	97.4	97.1
京都		284,546,039	113.5	290,364,235	113.3	286,049,322	114.0	98.5	98.0
大阪		1,400,410,000	116.1	1,453,979,663	117.8	1,427,578,587	118.8	98.2	97.4
兵庫県		714,351,000	112.8	730,911,900	111.7	716,240,758	112.3	98.0	97.5
奈良		115,650,000	107.5	120,062,580	107.5	116,507,584	108.1	97.0	96.5
和歌山		94,042,000	109.4	96,883,259	109.2	95,196,114	109.6	98.3	97.9
鳥取		51,406,469	110.6	52,337,360	109.3	51,566,154	109.7	98.5	98.2
島根		67,109,804	111.7	68,003,843	111.2	67,372,118	111.5	99.1	98.8
岡山		242,833,189	116.2	244,361,273	112.6	239,706,572	113.1	98.1	97.7
広島		341,917,040	113.3	350,182,715	112.7	343,173,757	113.3	98.0	97.5
山口		175,312,458	111.2	179,529,965	110.0	176,787,735	110.4	98.5	98.1
徳島		75,500,000	102.7	78,444,360	101.4	77,008,735	101.7	98.2	97.9
香川		119,200,011	109.3	124,318,144	112.1	122,440,651	112.4	98.5	98.2
愛媛		145,700,000	113.0	148,638,706	112.5	146,261,643	113.4	98.4	97.6
高知		64,069,689	112.6	64,481,431	110.9	63,431,481	111.4	98.4	97.9
福岡		621,422,741	115.2	638,064,539	113.8	624,731,165	114.5	97.9	97.3
佐賀		81,571,000	107.9	84,415,301	107.9	83,209,637	108.4	98.6	98.1
長崎		113,602,030	110.2	116,029,170	109.5	113,942,880	110.2	98.2	97.6
熊本		158,638,386	112.5	162,403,961	110.7	158,957,721	111.3	97.9	97.3
大分		120,450,000	111.0	123,027,671	110.4	120,497,421	111.0	97.9	97.4
宮崎		94,650,000	112.4	97,331,444	111.1	95,592,144	111.8	98.2	97.6
鹿児島		142,948,594	112.9	146,731,451	112.0	143,745,617	112.7	98.0	97.4
沖縄		113,794,685	113.0	117,583,074	112.3	115,563,248	112.9	98.3	97.8
合 計		18,041,556,482	114.9	18,376,046,373	114.2	18,022,239,886	114.9	98.1	97.4

(注) 予算額は最終予算額である。

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	個人県民税(均等割・所得割)			個人県民税(配当割)			個人県民税(株式等譲渡所得割)		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		168,461,134	159,084,107	94.4	3,386,379	3,386,379	100.0	2,822,081	2,822,081	100.0
青森		34,067,016	31,746,574	93.2	674,103	674,103	100.0	472,168	472,168	100.0
岩手		35,239,510	33,745,770	95.8	679,014	679,014	100.0	567,524	567,524	100.0
宮城		80,472,997	76,122,547	94.6	1,651,314	1,651,314	100.0	1,709,573	1,709,573	100.0
秋田		25,867,901	24,483,075	94.6	631,808	631,808	100.0	434,764	434,764	100.0
山形		31,697,904	30,198,653	95.3	721,297	721,297	100.0	586,192	586,192	100.0
福島		61,690,580	58,383,848	94.6	1,662,058	1,662,058	100.0	1,289,025	1,289,025	100.0
茨城		107,682,460	101,179,189	94.0	3,368,249	3,368,249	100.0	3,329,339	3,329,339	100.0
栃木		73,038,935	67,626,287	92.6	2,347,252	2,347,252	100.0	2,016,863	2,016,863	100.0
群馬		69,934,358	65,405,645	93.5	2,192,421	2,192,421	100.0	2,216,659	2,216,659	100.0
埼玉		308,876,955	287,618,059	93.1	10,346,780	10,346,780	100.0	10,486,643	10,486,643	100.0
千葉		279,562,809	258,282,036	92.4	9,617,659	9,617,659	100.0	10,688,585	10,688,585	100.0
東京都		852,817,271	810,752,338	95.1	35,772,693	35,772,693	100.0	35,415,588	35,415,588	100.0
神奈川県		460,890,382	441,651,860	95.8	16,675,487	16,675,487	100.0	18,018,812	18,018,812	100.0
新潟		68,794,905	66,118,065	96.1	2,334,509	2,334,509	100.0	2,040,899	2,040,899	100.0
富山		38,321,710	36,188,769	94.4	1,761,054	1,761,054	100.0	1,392,484	1,392,484	100.0
石川		41,334,277	38,818,555	93.9	1,292,566	1,292,566	100.0	1,358,826	1,358,826	100.0
福井		27,342,225	25,600,787	93.6	1,206,666	1,206,666	100.0	1,059,806	1,059,806	100.0
山梨		28,351,190	26,789,829	94.5	920,983	920,983	100.0	847,333	847,333	100.0
長野		69,550,395	66,645,374	95.8	1,964,056	1,964,056	100.0	2,011,297	2,011,297	100.0
岐阜		72,551,456	68,417,630	94.3	2,615,289	2,615,289	100.0	2,584,754	2,584,754	100.0
静岡県		147,805,678	138,837,425	93.9	5,144,190	5,144,190	100.0	5,448,041	5,448,041	100.0
愛知県		343,681,164	326,314,788	94.9	14,663,045	14,663,045	100.0	15,183,225	15,183,225	100.0
三重		68,814,975	65,196,712	94.7	2,975,202	2,975,202	100.0	2,708,821	2,708,821	100.0
滋賀		52,377,417	49,745,477	95.0	1,774,273	1,774,273	100.0	1,929,832	1,929,832	100.0
京都		93,474,482	90,452,441	96.8	4,704,805	4,704,805	100.0	4,567,002	4,567,002	100.0
大阪		330,408,390	313,349,282	94.8	16,036,154	16,036,154	100.0	17,651,871	17,651,871	100.0
兵庫県		221,818,355	210,040,036	94.7	11,274,512	11,274,512	100.0	11,124,086	11,124,086	100.0
奈良		50,218,846	47,919,498	95.4	3,351,976	3,351,976	100.0	3,158,076	3,158,076	100.0
和歌山		28,882,282	27,605,070	95.6	1,709,228	1,709,228	100.0	1,391,091	1,391,091	100.0
鳥取		15,673,817	15,038,785	95.9	531,480	531,480	100.0	497,744	497,744	100.0
島根		19,518,127	19,067,679	97.7	519,421	519,421	100.0	488,754	488,754	100.0
岡山		64,374,581	60,804,216	94.5	3,032,858	3,032,858	100.0	2,729,482	2,729,482	100.0
広島		104,645,452	99,462,642	95.0	3,806,859	3,806,859	100.0	3,451,437	3,451,437	100.0
山口		45,327,940	43,133,826	95.2	1,628,928	1,628,928	100.0	1,598,387	1,598,387	100.0
徳島		22,787,919	21,640,268	95.0	1,592,480	1,592,480	100.0	1,548,946	1,548,946	100.0
香川		32,499,522	31,073,020	95.6	1,641,396	1,641,396	100.0	1,402,647	1,402,647	100.0
愛媛		39,947,998	38,179,014	95.6	1,511,978	1,511,978	100.0	1,525,481	1,525,481	100.0
高知		20,228,944	19,484,150	96.3	692,912	692,912	100.0	592,366	592,366	100.0
福岡		172,567,372	162,704,296	94.3	5,585,281	5,585,281	100.0	5,206,539	5,206,539	100.0
佐賀		22,960,078	22,090,398	96.2	671,482	671,482	100.0	530,543	530,543	100.0
長崎		37,893,952	36,194,218	95.5	1,032,127	1,032,127	100.0	860,778	860,778	100.0
熊本		49,907,559	47,131,876	94.4	1,284,597	1,284,597	100.0	1,142,793	1,142,793	100.0
大分		32,804,037	31,353,733	95.6	759,496	759,496	100.0	721,248	721,248	100.0
宮崎		28,713,841	27,263,630	94.9	629,779	629,779	100.0	546,684	546,684	100.0
鹿児島		43,334,551	41,018,358	94.7	823,055	823,055	100.0	803,025	803,025	100.0
沖縄		34,915,970	33,280,865	95.3	560,364	560,364	100.0	527,286	527,286	100.0
合計		5,062,129,619	4,793,240,699	94.7	189,759,515	189,759,515	100.0	188,685,400	188,685,400	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	法人県民税			利子割			個人事業税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		20,963,573	20,762,039	99.0	1,918,728	1,918,728	100.0	4,627,986	4,374,976	94.5
青森		4,270,160	4,248,983	99.5	406,965	406,965	100.0	919,492	893,282	97.1
岩手		5,509,832	5,490,806	99.7	425,930	425,930	100.0	1,291,735	1,254,786	97.1
宮城		14,922,499	14,868,193	99.6	854,582	854,582	100.0	3,282,618	3,190,356	97.2
秋田		3,846,456	3,821,697	99.4	326,633	326,633	100.0	781,086	760,613	97.4
山形		4,300,936	4,276,598	99.4	442,415	442,415	100.0	1,068,231	1,032,091	96.6
福島		10,514,599	10,440,067	99.3	649,627	649,627	100.0	2,837,220	2,699,506	95.1
茨城		15,011,831	14,940,296	99.5	1,006,389	1,006,389	100.0	3,117,012	2,969,704	95.3
栃木		12,061,556	12,020,307	99.7	675,123	675,123	100.0	2,034,977	1,948,976	95.8
群馬		12,901,583	12,872,193	99.8	811,106	811,106	100.0	2,008,615	1,912,023	95.2
埼玉		28,122,614	27,963,664	99.4	2,754,175	2,754,175	100.0	12,525,862	12,206,951	97.5
千葉		25,534,043	25,360,079	99.3	2,687,010	2,687,010	100.0	7,885,246	7,510,069	95.2
東京都		247,127,043	244,039,419	98.8	36,330,468	36,334,220	100.0	50,390,917	49,153,048	97.5
神奈川県		46,232,330	46,082,603	99.7	4,983,616	4,983,616	100.0	18,518,405	18,106,386	97.8
新潟		11,017,806	10,991,605	99.8	976,848	976,848	100.0	2,204,472	2,103,664	95.4
富山		5,861,661	5,840,634	99.6	602,391	602,391	100.0	1,246,375	1,148,732	92.2
石川		7,084,708	7,039,023	99.4	618,418	618,418	100.0	1,588,718	1,376,895	86.7
福井		4,757,600	4,730,806	99.4	427,570	427,570	100.0	865,344	831,995	96.1
山梨		6,275,808	6,251,684	99.6	336,431	336,431	100.0	1,028,852	1,000,907	97.3
長野		10,333,706	10,278,062	99.5	870,252	870,252	100.0	1,789,146	1,709,713	95.6
岐阜		9,977,617	9,884,379	99.1	1,082,614	1,082,614	100.0	2,596,580	2,446,108	94.2
静岡県		20,055,051	19,980,408	99.6	2,136,866	2,136,866	100.0	5,726,029	5,520,467	96.4
愛知		66,866,331	66,784,278	99.9	5,587,478	5,587,478	100.0	13,292,817	12,853,467	96.7
三重		8,981,688	8,946,068	99.6	937,830	937,830	100.0	2,119,568	2,086,199	98.4
滋賀		7,497,053	7,460,256	99.5	613,503	613,503	100.0	1,448,248	1,381,300	95.4
京都		13,883,848	13,846,729	99.7	1,976,532	1,976,532	100.0	3,839,334	3,732,830	97.2
大阪		75,890,547	75,528,693	99.5	8,090,537	8,090,537	100.0	15,086,970	14,652,231	97.1
兵庫県		24,708,239	24,563,178	99.4	3,809,905	3,809,905	100.0	7,022,925	6,770,403	96.4
奈良		3,725,983	3,697,239	99.2	853,129	853,129	100.0	1,297,683	1,263,229	97.3
和歌山		3,444,525	3,432,620	99.7	598,009	598,009	100.0	1,055,833	1,036,613	98.2
鳥取		2,142,720	2,136,168	99.7	279,351	279,351	100.0	434,108	418,466	96.4
島根		2,870,212	2,856,689	99.5	353,122	353,122	100.0	668,303	641,817	96.0
岡山		9,686,225	9,608,803	99.2	1,021,614	1,021,614	100.0	1,787,782	1,688,172	94.4
広島		16,069,399	15,984,236	99.5	1,703,880	1,703,880	100.0	3,852,312	3,717,571	96.5
山口		6,563,481	6,548,615	99.8	864,244	864,244	100.0	1,556,507	1,500,583	96.4
徳島		3,551,020	3,534,068	99.5	437,170	437,170	100.0	562,280	541,669	96.3
香川		6,081,807	6,053,226	99.5	735,417	735,417	100.0	857,077	829,428	96.8
愛媛		6,783,218	6,754,321	99.6	889,556	889,556	100.0	1,232,173	1,177,619	95.6
高知		2,762,416	2,756,612	99.8	504,232	504,232	100.0	782,317	767,120	98.1
福岡		26,610,127	26,389,163	99.2	2,133,500	2,133,500	100.0	6,652,998	6,425,448	96.6
佐賀		3,223,169	3,209,660	99.6	269,065	269,065	100.0	881,445	859,304	97.5
長崎		5,065,417	5,046,977	99.6	405,010	405,010	100.0	1,297,931	1,262,305	97.3
熊本		6,731,346	6,702,323	99.6	529,965	529,965	100.0	1,571,525	1,504,145	95.7
大分		4,788,386	4,745,538	99.1	375,577	375,577	100.0	1,032,913	977,198	94.6
宮崎		3,697,093	3,684,850	99.7	255,914	255,914	100.0	1,070,433	1,040,811	97.2
鹿児島		5,990,667	5,962,420	99.5	447,135	447,135	100.0	1,301,165	1,235,850	95.0
沖縄		5,073,177	5,050,845	99.6	382,954	382,954	100.0	1,402,231	1,368,261	97.6
合計		849,371,107	843,467,119	99.3	95,378,787	95,382,539	100.0	200,441,795	193,883,287	96.7



(単位:千円, %)

都道府県名	税目	法人事業税			地方消費税譲渡割			地方消費税貨物割		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	北	91,716,708	91,255,268	99.5	115,685,150	115,685,150	100.0	23,962,226	23,962,226	100.0
	青森	20,132,441	20,111,287	99.9	23,832,579	23,832,579	100.0	1,722,045	1,722,045	100.0
	岩手	22,068,850	22,022,614	99.8	22,043,215	22,043,215	100.0	63,716	63,716	100.0
	宮城	63,731,156	63,602,832	99.8	57,897,019	57,897,019	100.0	11,765,361	11,765,361	100.0
	秋田	15,173,560	15,132,455	99.7	16,064,793	16,064,793	100.0	1,514,677	1,514,677	100.0
	山形	17,452,542	17,416,829	99.8	21,578,167	21,578,167	100.0	906,504	906,504	100.0
	福島	54,422,426	54,256,134	99.7	38,792,095	38,792,095	100.0	1,403,562	1,403,562	100.0
	茨城	67,318,972	67,144,386	99.7	52,988,530	52,988,530	100.0	19,606,638	19,606,638	100.0
	栃木	51,965,066	51,900,873	99.9	35,715,803	35,715,803	100.0	411,898	411,898	100.0
	群馬	52,728,761	52,669,070	99.9	44,406,931	44,406,931	100.0	225,504	225,504	100.0
	埼玉	113,949,190	113,701,647	99.8	119,315,518	119,315,518	100.0	523,720	523,720	100.0
	千葉	112,837,323	112,536,980	99.7	94,412,982	94,412,982	100.0	281,375,098	281,375,098	100.0
	東京都	901,256,131	892,771,223	99.1	1,324,953,251	1,324,953,251	100.0	169,120,284	169,120,284	100.0
	神奈川県	213,071,607	213,020,965	99.9	166,110,684	166,110,684	100.0	144,940,310	144,940,310	100.0
	新潟	53,963,955	53,823,218	99.7	51,453,540	51,453,540	100.0	12,666,646	12,666,646	100.0
	富山	25,638,086	25,607,370	99.9	32,288,174	32,288,174	100.0	2,130,447	2,130,447	100.0
	石川	29,108,712	29,025,713	99.7	29,618,669	29,618,669	100.0	2,096,865	2,096,865	100.0
	福井	24,628,003	24,597,777	99.9	20,461,132	20,461,132	100.0	974,930	974,930	100.0
	山梨	24,366,271	24,315,556	99.8	12,475,646	12,475,646	100.0	129,714	129,714	100.0
	長野	45,686,900	45,546,265	99.7	38,014,646	38,014,646	100.0	149,724	149,724	100.0
	岐阜	42,429,828	42,222,333	99.5	46,773,246	46,773,246	100.0	316,221	316,221	100.0
	静岡県	108,099,655	107,991,101	99.9	73,714,458	73,714,458	100.0	16,202,944	16,202,944	100.0
	愛知	298,476,194	298,747,087	100.1	187,336,288	187,336,288	100.0	106,796,275	106,796,275	100.0
	三重	44,631,130	44,568,218	99.9	32,042,305	32,042,305	100.0	28,492,657	28,492,657	100.0
	滋賀	33,944,687	33,867,107	99.8	20,764,225	20,764,225	100.0	235,274	235,274	100.0
	京都	59,151,297	59,505,669	100.6	51,835,947	51,835,947	100.0	1,546,656	1,546,656	100.0
	大阪	293,736,406	293,379,277	99.9	342,020,026	342,020,026	100.0	165,383,229	165,383,229	100.0
	兵庫	121,424,818	121,112,799	99.7	105,282,810	105,282,810	100.0	91,449,777	91,449,777	100.0
	奈良	14,703,841	14,635,674	99.5	13,943,826	13,943,826	100.0	5,237	5,237	100.0
	和歌山	14,664,108	14,648,817	99.9	16,721,979	16,721,979	100.0	6,110,256	6,110,256	100.0
	鳥取	9,137,097	9,120,039	99.8	9,077,258	9,077,258	100.0	479,851	479,851	100.0
	島根	13,635,806	13,600,668	99.7	12,521,312	12,521,312	100.0	445,796	445,796	100.0
	岡山	40,213,286	40,019,125	99.5	40,898,125	40,898,125	100.0	27,352,919	27,352,919	100.0
	広島	68,209,301	68,024,515	99.7	62,681,747	62,681,747	100.0	13,496,089	13,496,089	100.0
	山口	29,769,917	29,755,096	100.0	27,699,191	27,699,191	100.0	26,357,992	26,357,992	100.0
	徳島	16,234,159	16,146,981	99.5	10,743,380	10,743,380	100.0	1,508,241	1,508,241	100.0
	香川	25,085,861	25,043,391	99.8	24,630,356	24,630,356	100.0	3,611,472	3,611,472	100.0
	愛媛	28,109,259	28,064,803	99.8	23,990,411	23,990,411	100.0	10,995,141	10,995,141	100.0
	高知	10,900,705	10,892,563	99.9	11,926,038	11,926,038	100.0	310,748	310,748	100.0
	福岡	108,730,168	108,158,030	99.5	121,392,915	121,392,915	100.0	62,487,660	62,487,660	100.0
	佐賀	15,036,179	15,019,439	99.9	14,184,487	14,184,487	100.0	1,328,293	1,328,293	100.0
	長崎	18,774,631	18,741,584	99.8	20,693,849	20,693,849	100.0	4,611,047	4,611,047	100.0
	熊本	26,322,979	26,270,186	99.8	30,261,517	30,261,517	100.0	913,851	913,851	100.0
	大分	20,078,343	19,956,765	99.4	20,684,675	20,684,675	100.0	12,262,679	12,262,679	100.0
	宮崎	16,777,782	16,754,757	99.9	17,910,945	17,910,945	100.0	464,930	464,930	100.0
	鹿児島	22,618,683	22,583,347	99.8	27,231,580	27,231,580	100.0	4,590,595	4,590,595	100.0
	沖縄	20,186,112	20,217,180	100.2	22,517,805	22,517,805	100.0	3,159,818	3,159,818	100.0
合計		3,522,298,891	3,509,505,012	99.6	3,707,589,226	3,707,589,226	100.0	1,266,605,517	1,266,605,517	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	不動産取得税			県たばこ税			ゴルフ場利用税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		16,225,325	15,310,250	94.4	7,847,607	7,847,607	100.0	1,738,828	1,734,538	99.8
青森		2,349,516	2,301,647	98.0	1,787,281	1,787,281	100.0	161,051	161,051	100.0
岩手		2,618,602	2,554,461	97.6	1,567,592	1,567,592	100.0	302,099	302,099	100.0
宮城		6,453,801	6,238,755	96.7	3,146,860	3,146,860	100.0	773,414	763,771	98.8
秋田		1,766,983	1,624,534	91.9	1,218,742	1,218,742	100.0	181,016	181,016	100.0
山形		2,299,094	2,233,273	97.1	1,228,461	1,228,461	100.0	131,479	131,479	100.0
福島		4,310,432	3,941,983	91.5	2,756,537	2,756,537	100.0	683,844	674,470	98.6
茨城		6,329,312	6,089,966	96.2	3,784,760	3,784,760	100.0	2,853,106	2,824,529	99.0
栃木		5,471,595	5,311,414	97.1	2,493,127	2,493,127	100.0	2,435,588	2,434,251	99.9
群馬		5,139,664	4,975,849	96.8	2,428,669	2,428,669	100.0	1,319,365	1,319,365	100.0
埼玉		19,176,819	18,783,067	97.9	8,074,322	8,074,322	100.0	2,249,135	2,249,135	100.0
千葉		18,631,188	17,589,018	94.4	7,080,379	7,080,379	100.0	4,497,681	4,497,681	100.0
東京都		79,816,136	77,659,796	97.3	17,858,746	17,858,637	100.0	644,149	644,149	100.0
神奈川県		26,905,347	25,026,889	93.0	9,658,408	9,658,408	100.0	1,597,304	1,597,304	100.0
新潟		5,325,995	5,157,655	96.8	2,616,996	2,616,996	100.0	586,177	584,095	99.6
富山		2,243,352	2,172,553	96.8	1,223,519	1,223,519	100.0	347,618	347,618	100.0
石川		2,800,991	2,614,286	93.3	1,400,772	1,400,772	100.0	581,000	581,000	100.0
福井		1,722,478	1,652,200	95.9	918,078	918,078	100.0	269,132	269,132	100.0
山梨		2,043,285	1,831,842	89.7	1,045,635	1,045,635	100.0	791,286	785,153	99.2
長野		4,459,738	4,265,332	95.6	2,254,570	2,254,570	100.0	926,978	916,653	98.9
岐阜		4,869,343	4,736,341	97.3	2,166,544	2,166,544	100.0	1,840,635	1,838,827	99.9
静岡県		10,835,744	10,502,191	96.9	4,272,296	4,272,296	100.0	2,624,897	2,618,554	99.8
愛知		22,121,100	21,381,929	96.7	8,728,255	8,728,255	100.0	1,593,758	1,593,758	100.0
三重		4,019,592	3,929,563	97.8	2,114,642	2,114,642	100.0	1,854,778	1,854,778	100.0
滋賀		4,216,934	3,663,666	86.9	1,567,451	1,567,451	100.0	1,128,788	1,118,762	99.1
京都		9,194,249	8,630,301	93.9	2,811,148	2,811,148	100.0	828,896	828,896	100.0
大阪		40,879,764	35,815,819	87.6	12,200,358	12,200,358	100.0	1,538,441	1,523,844	99.1
兵庫県		16,721,806	16,025,302	95.8	5,808,557	5,808,557	100.0	3,895,953	3,895,953	100.0
奈良		2,761,044	2,420,398	87.7	1,274,491	1,274,491	100.0	917,399	917,399	100.0
和歌山		2,319,086	2,177,690	93.9	1,172,204	1,172,204	100.0	372,737	372,737	100.0
鳥取		902,762	834,130	92.4	641,990	641,990	100.0	106,269	106,016	99.8
島根		1,275,981	1,251,159	98.1	707,397	707,397	100.0	145,433	143,303	98.5
岡山		4,227,506	4,131,633	97.7	2,180,969	2,180,969	100.0	770,019	765,583	99.4
広島		8,058,209	7,519,183	93.3	3,141,288	3,141,288	100.0	779,852	779,372	99.9
山口		2,772,411	2,722,565	98.2	1,579,786	1,579,786	100.0	533,996	533,996	100.0
徳島		1,533,037	1,488,123	97.1	874,396	874,396	100.0	274,229	274,229	100.0
香川		2,483,163	2,384,895	96.0	1,159,281	1,159,281	100.0	376,923	376,923	100.0
愛媛		3,061,451	2,991,779	97.7	1,546,023	1,546,023	100.0	476,209	476,209	100.0
高知		1,188,894	1,162,759	97.8	889,075	889,075	100.0	249,404	249,404	100.0
福岡		16,138,159	15,344,359	95.1	6,497,968	6,497,968	100.0	1,048,224	1,047,641	99.9
佐賀		1,636,843	1,580,515	96.6	1,074,544	1,074,544	100.0	294,121	294,121	100.0
長崎		2,489,339	2,372,489	95.3	1,656,354	1,656,354	100.0	308,690	308,690	100.0
熊本		4,338,784	4,124,762	95.1	2,100,868	2,100,868	100.0	605,514	605,010	99.9
大分		3,148,005	3,095,284	98.3	1,404,591	1,404,591	100.0	357,993	357,993	100.0
宮崎		2,095,993	2,035,552	97.1	1,345,450	1,345,450	100.0	481,679	481,679	100.0
鹿児島		3,661,675	3,501,458	95.6	1,902,101	1,902,101	100.0	406,622	406,239	99.9
沖縄		3,689,159	3,599,778	97.6	1,813,974	1,813,974	100.0	769,734	769,734	100.0
合計		396,729,685	376,758,392	95.0	153,023,062	153,022,953	100.0	47,651,443	47,538,140	99.8

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	自動車税			鉱区税			固定資産税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		78,332,272	76,605,874	97.8	29,977	29,259	97.1	960,263	960,263	100.0
青森		16,835,803	16,639,087	98.8	2,775	2,564	93.2	591,753	591,753	100.0
岩手		17,875,432	17,752,762	99.3	18,528	17,142	94.6	0	0	0.0
宮城		33,242,676	32,870,188	98.9	2,982	2,982	100.0	0	0	0.0
秋田		13,963,465	13,830,020	99.0	16,287	15,817	96.7	0	0	0.0
山形		16,200,905	16,061,543	99.1	4,107	4,107	100.0	0	0	0.0
福島		31,050,730	30,543,683	98.4	11,826	11,601	98.0	383,347	383,347	100.0
茨城		51,872,016	50,444,279	97.2	4,863	3,648	80.4	0	0	0.0
栃木		35,507,516	35,157,304	99.0	7,366	7,278	99.4	0	0	0.0
群馬		34,673,414	34,253,506	98.8	1,742	1,742	100.0	0	0	0.0
埼玉		87,036,980	85,632,533	98.4	4,907	4,907	100.0	0	0	0.0
千葉		76,989,373	74,663,840	97.0	40,701	40,701	100.0	0	0	0.0
東京都		106,668,174	105,602,723	99.0	2,180	2,180	100.0	0	0	0.0
神奈川県		93,552,416	92,394,575	98.8	1	1	100.0	0	0	0.0
新潟		31,922,212	31,832,803	99.7	49,958	49,846	99.9	0	0	0.0
富山		17,186,873	17,019,284	99.0	1,184	647	68.9	0	0	0.0
石川		17,736,786	17,433,304	98.3	488	465	100.0	0	0	0.0
福井		12,144,787	11,974,881	98.6	2,189	2,189	100.0	0	0	0.0
山梨		13,114,524	12,923,688	98.5	295	295	97.9	0	0	0.0
長野		32,469,394	32,071,813	98.8	2,736	2,736	100.0	0	0	0.0
岐阜		32,555,473	31,863,285	97.9	19,268	15,469	81.8	0	0	0.0
静岡県		55,186,328	54,358,275	98.5	3,876	3,876	100.0	0	0	0.0
愛知県		115,960,805	114,519,104	98.8	2,773	2,773	98.3	325,535	325,535	100.0
三重		27,773,968	27,518,538	99.1	3,065	3,065	99.8	0	0	0.0
滋賀		18,298,324	18,027,488	98.5	7,428	7,428	100.0	0	0	0.0
京都		25,930,512	25,260,940	97.4	696	543	81.5	0	0	0.0
大阪		79,906,038	78,115,144	97.8	70	70	100.0	0	0	0.0
兵庫県		62,660,727	61,398,316	98.0	5,790	5,790	99.8	0	0	0.0
奈良		15,897,201	15,452,004	97.2	820	820	100.0	0	0	0.0
和歌山		11,342,496	11,228,688	99.0	120	120	100.0	0	0	0.0
鳥取		6,993,923	6,968,911	99.6	724	724	100.0	0	0	0.0
島根		8,142,848	8,070,921	99.1	1,240	1,240	100.0	0	0	0.0
岡山		25,822,788	25,510,655	98.8	11,027	10,960	100.0	0	0	0.0
広島		33,523,808	33,157,631	98.9	4,780	4,780	100.0	0	0	0.0
山口		17,960,514	17,818,640	99.2	7,742	7,742	100.0	0	0	0.0
徳島		10,314,882	10,200,823	98.9	1,374	1,361	99.1	0	0	0.0
香川		13,298,703	13,068,794	98.3	12	12	100.0	0	0	0.0
愛媛		15,929,819	15,680,009	98.4	3,533	3,533	98.0	0	0	0.0
高知		8,003,752	7,796,097	97.4	6,550	6,522	99.1	0	0	0.0
福岡		59,407,024	58,581,340	98.6	7,678	5,217	68.7	0	0	0.0
佐賀		10,259,663	10,165,124	99.1	233	233	100.0	0	0	0.0
長崎		12,900,447	12,789,437	99.1	3,878	3,774	97.3	0	0	0.0
熊本		21,597,702	21,378,839	99.0	9,901	8,499	80.8	0	0	0.0
大分		14,304,733	14,112,051	98.7	10,653	10,433	96.6	0	0	0.0
宮崎		13,168,972	13,064,457	99.2	6,320	6,248	98.9	0	0	0.0
鹿児島		18,103,539	17,727,620	97.9	10,807	8,413	84.1	0	0	0.0
沖縄		13,484,455	13,262,274	98.4	8,302	7,486	87.2	0	0	0.0
合計		1,567,105,192	1,542,803,094	98.4	343,752	327,238	95.2	2,260,898	2,260,898	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	法定外普通税			自動車取得税			軽油引取税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		899,960	899,960	100.0	6,528,526	6,527,381	100.0	57,403,082	55,446,781	96.6
青森		19,401,311	19,401,311	100.0	1,455,292	1,455,292	100.0	13,737,028	13,736,782	100.0
岩手		0	0	0.0	1,512,210	1,512,210	100.0	18,177,035	17,811,054	98.0
宮城		0	0	0.0	2,873,189	2,873,120	100.0	29,243,933	29,095,218	99.5
秋田		0	0	0.0	1,241,148	1,241,148	100.0	8,813,645	8,813,645	100.0
山形		0	0	0.0	1,267,680	1,267,680	100.0	9,700,617	9,698,505	100.0
福島		0	0	0.0	2,631,448	2,631,448	100.0	24,785,133	24,691,619	99.6
茨城		1,226,319	1,226,319	100.0	3,394,654	3,394,654	100.0	31,859,095	31,736,269	99.6
栃木		0	0	0.0	2,479,696	2,479,696	100.0	21,779,755	21,772,986	100.0
群馬		0	0	0.0	2,716,057	2,716,057	100.0	16,699,409	16,699,409	100.0
埼玉		0	0	0.0	7,491,259	7,491,072	100.0	46,460,240	46,238,841	99.5
千葉		0	0	0.0	6,114,177	6,106,581	99.9	41,579,813	41,569,257	100.0
東京都		0	0	0.0	13,836,558	13,835,851	100.0	42,347,241	40,869,332	96.5
神奈川県		0	0	0.0	9,212,520	9,213,889	99.9	41,066,466	39,201,854	95.5
新潟		3,209,844	3,209,844	100.0	2,642,940	2,642,940	100.0	23,453,650	23,380,354	99.7
富山		0	0	0.0	1,273,431	1,273,431	100.0	11,062,998	10,775,245	97.4
石川		770,452	770,452	100.0	1,429,453	1,429,593	100.0	10,241,858	10,182,906	99.4
福井		7,117,136	7,117,136	100.0	993,145	993,145	100.0	7,671,583	7,670,480	100.0
山梨		0	0	0.0	963,333	963,333	100.0	7,062,069	7,062,069	100.0
長野		0	0	0.0	2,874,279	2,874,279	100.0	17,529,296	17,529,296	100.0
岐阜		0	0	0.0	2,662,602	2,662,474	100.0	17,092,150	16,991,094	99.4
静岡県		930,312	930,312	100.0	4,487,346	4,487,346	100.0	36,076,015	36,074,120	100.0
愛知		0	0	0.0	11,645,133	11,644,676	100.0	58,292,107	56,597,657	97.1
三重		0	0	0.0	2,480,692	2,480,692	100.0	21,511,279	21,229,604	98.7
滋賀		0	0	0.0	1,624,599	1,624,390	100.0	12,540,473	12,107,808	96.5
京都		0	0	0.0	2,595,458	2,595,095	100.0	13,947,418	13,682,021	98.1
大阪		0	0	0.0	8,121,607	8,120,379	100.0	46,331,621	45,680,131	98.6
兵庫県		0	0	0.0	5,644,691	5,644,691	100.0	38,216,302	37,995,881	99.4
奈良		0	0	0.0	1,261,730	1,261,730	100.0	6,543,206	6,205,423	94.8
和歌山		0	0	0.0	1,021,087	1,021,087	100.0	6,060,183	5,953,633	98.2
鳥取		0	0	0.0	549,897	549,897	100.0	4,863,160	4,863,160	100.0
島根		470,513	470,513	100.0	655,744	655,744	100.0	5,269,777	5,262,696	99.9
岡山		0	0	0.0	1,974,366	1,974,366	100.0	17,820,622	17,519,988	98.3
広島		0	0	0.0	2,922,756	2,922,756	100.0	23,289,977	22,774,202	97.8
山口		0	0	0.0	1,517,980	1,517,980	100.0	13,538,217	13,267,432	98.0
徳島		0	0	0.0	684,957	684,957	100.0	5,778,137	5,774,639	99.9
香川		0	0	0.0	955,906	955,906	100.0	9,490,864	9,466,750	99.7
愛媛		953,600	953,600	100.0	1,146,603	1,146,603	100.0	10,107,706	10,107,706	100.0
高知		0	0	0.0	588,139	588,139	100.0	4,828,301	4,786,106	99.1
福岡		0	0	0.0	4,848,137	4,848,137	100.0	38,560,708	37,737,019	97.9
佐賀		1,866,864	1,866,864	100.0	675,538	675,538	100.0	9,409,208	9,277,342	98.6
長崎		0	0	0.0	912,952	912,952	100.0	7,038,906	6,967,427	99.0
熊本		0	0	0.0	1,429,304	1,429,304	100.0	13,478,453	13,396,500	99.4
大分		0	0	0.0	1,000,462	1,000,462	100.0	8,503,266	8,413,352	98.9
宮崎		0	0	0.0	898,944	898,944	100.0	9,012,571	8,953,400	99.3
鹿児島		1,797,970	1,797,970	100.0	1,207,705	1,207,705	100.0	12,334,522	12,333,806	100.0
沖縄		1,013,858	1,013,858	100.0	863,505	863,505	100.0	7,173,588	7,126,974	99.4
合計		39,658,139	39,658,139	100.0	137,308,835	137,298,255	100.0	937,782,684	924,527,774	98.6

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	狩 猟 税			法 定 外 目 的 税			旧 法 に よ る 税		
		調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率
北海道		55,782	55,782	100.0	913,493	910,554	99.7	2,997	380	12.7
青森		6,749	6,749	100.0	328,891	328,891	100.0	0	0	0.0
岩手		14,654	14,654	100.0	77,326	77,326	100.0	22	22	100.0
宮城		15,709	15,709	100.0	379,909	379,909	100.0	454	180	39.6
秋田		4,590	4,590	100.0	253,945	253,888	100.0	3,295	361	11.0
山形		7,170	7,170	100.0	166,308	166,308	100.0	0	0	0.0
福島		24,939	24,939	100.0	594,811	594,811	100.0	0	0	0.0
茨城		46,621	46,621	100.0	0	0	0.0	8,143	3,545	43.5
栃木		29,829	29,829	100.0	0	0	0.0	387	232	60.1
群馬		25,504	25,504	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
埼玉		21,892	21,892	100.0	0	0	0.0	136	24	17.6
千葉		34,938	34,938	100.0	0	0	0.0	5,148	716	13.9
東京都		3,936	3,936	100.0	2,076,462	2,076,462	100.0	339	51	15.0
神奈川県		17,049	17,049	100.0	0	0	0.0	238,368	6,372	2.7
新潟		15,701	15,701	100.0	139,625	139,625	100.0	0	0	0.0
富山		7,151	7,151	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
石川		10,759	10,759	100.0	0	0	0.0	178,754	0	0.0
福井		12,857	12,857	100.0	0	0	0.0	48	0	0.0
山梨		19,868	19,868	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
長野		27,357	27,357	100.0	0	0	0.0	3,372	3,372	100.0
岐阜		22,940	22,940	100.0	14,060	14,060	100.0	98,130	1,629	1.7
静岡県		43,705	43,705	100.0	0	0	0.0	87,404	1,200	1.4
愛知県		13,478	13,478	100.0	603,141	603,141	100.0	5,747	0	0.0
三重		24,841	24,841	100.0	295,901	295,901	100.0	0	0	0.0
滋賀		13,868	13,868	100.0	47,271	47,271	100.0	2,982	504	16.9
京都		20,255	20,255	100.0	51,272	51,272	100.0	4,428	240	5.4
大阪		8,090	8,090	100.0	0	0	0.0	689,544	23,452	3.4
兵庫県		38,743	38,743	100.0	0	0	0.0	3,904	19	0.5
奈良		11,877	11,877	100.0	135,558	135,558	100.0	657	0	0.0
和歌山		16,272	16,272	100.0	0	0	0.0	1,763	0	0.0
鳥取		7,602	7,602	100.0	14,582	14,582	100.0	3,025	0	0.0
島根		13,178	13,178	100.0	300,879	300,709	99.9	0	0	0.0
岡山		22,457	22,457	100.0	434,647	434,647	100.0	0	0	0.0
広島		25,278	25,278	100.0	520,291	520,291	100.0	0	0	0.0
山口		17,895	17,895	100.0	234,837	234,837	100.0	0	0	0.0
徳島		16,809	16,809	100.0	0	0	0.0	944	195	20.7
香川		7,737	7,737	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
愛媛		27,223	27,223	100.0	233,053	233,053	100.0	168,270	7,581	4.5
高知		26,638	26,638	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福岡		21,217	21,217	100.0	167,246	165,435	98.9	1,618	0	0.0
佐賀		9,706	9,706	100.0	102,969	102,969	100.0	871	10	1.1
長崎		8,891	8,891	100.0	74,971	74,971	100.0	0	0	0.0
熊本		22,318	22,318	100.0	150,344	150,344	100.0	4,640	25	0.5
大分		29,004	29,004	100.0	632,289	237,342	37.5	129,321	0	0.0
宮崎		30,154	30,154	100.0	223,960	223,960	100.0	0	0	0.0
鹿児島		29,791	29,791	100.0	133,331	133,331	100.0	2,931	1,816	62.0
沖縄		2,227	2,227	100.0	37,980	37,980	100.0	575	80	13.9
合 計		935,248	935,248	100.0	9,339,352	8,939,428	95.7	1,648,218	52,006	3.2

## 6 県税調定収入額の推移

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
21	83,071,984	97,747,816	96,523,732	51,053
22	519,127,352	574,606,817	558,531,280	441,786
23	1,465,722,126	1,645,722,208	1,537,402,992	2,829,122
24	2,259,864,001	2,552,070,622	2,307,041,548	4,986,849
25	1,242,360,225	1,923,016,915	1,395,357,884	2,339,372
26	2,422,285,431	2,960,437,340	2,624,507,962	2,884,409
27	2,494,956,685	2,937,325,173	2,558,489,677	2,052,028
28	3,230,026,006	3,734,238,221	3,325,421,841	2,436,581
29	3,118,241,009	3,588,829,611	3,133,301,363	11,384,071
30	2,970,171,020	3,431,611,328	2,978,129,158	8,584,977
31	3,395,210,822	4,017,562,123	3,603,551,351	4,175,668
32	4,328,783,800	5,051,024,436	4,563,487,050	3,806,277
33	4,860,817,500	5,343,234,279	4,935,237,934	3,937,888
34	5,005,542,200	5,599,995,639	5,242,429,717	3,483,894
35	6,555,256,000	7,482,565,783	7,087,064,791	1,879,579
36	8,610,803,000	9,694,124,534	9,165,448,955	3,749,075
37	11,165,650,000	12,381,619,392	11,474,383,761	11,741,085
38	13,483,261,000	14,687,045,255	13,642,335,136	2,562,395
39	16,690,961,000	18,068,947,692	16,875,242,599	997,837
40	18,617,839,000	20,036,391,725	18,880,873,479	1,351,274
41	20,713,460,000	23,746,769,075	22,404,095,731	1,790,885
42	25,533,587,000	29,238,594,539	27,392,532,342	1,502,251
43	32,502,876,000	37,193,351,112	35,168,176,044	392,176
44	41,300,921,000	44,464,413,374	41,864,910,054	86,510
45	49,017,915,000	53,873,688,161	50,842,339,777	90,484
46	54,890,462,000	59,125,087,765	55,966,879,578	170,016
47	64,564,687,000	67,515,029,554	63,608,685,783	127,160
48	82,588,906,000	92,315,997,561	85,277,757,263	605,169
49	106,977,700,000	115,152,525,620	107,119,541,432	564,027
50	101,412,813,000	103,283,417,783	97,206,462,737	211,153

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
2,428	1,272,709	98.7	116.2	—	—
37,033	16,480,290	97.2	107.6	587.8	578.6
232,101	110,916,237	93.4	104.9	286.4	275.3
1,824,999	248,190,924	90.4	102.1	155.1	150.1
112,365,292	417,633,111	72.6	112.3	75.4	60.5
3,767,475	335,046,312	88.7	108.3	153.9	188.1
5,474,232	375,413,292	87.1	102.5	99.2	97.5
15,668,556	395,584,405	89.1	103.0	127.1	130.0
16,925,895	449,986,424	87.3	100.5	96.1	94.2
86,727,079	375,340,068	86.8	100.3	95.6	95.0
70,199,689	347,986,751	89.7	106.1	117.1	121.0
50,207,967	441,135,696	90.3	105.4	125.7	126.6
39,391,879	372,542,354	92.4	101.5	105.8	108.1
26,691,937	334,357,879	93.6	104.7	104.8	106.2
25,156,852	372,223,719	94.7	108.1	133.6	135.2
22,521,201	509,903,453	94.5	106.4	129.6	129.3
21,175,905	897,800,811	92.7	102.8	127.7	125.2
15,723,234	1,031,549,280	92.9	101.2	118.6	118.9
11,286,032	1,183,416,898	93.4	101.1	123.0	123.7
12,644,891	1,144,224,629	94.2	101.4	110.9	111.9
11,522,731	1,332,941,498	94.3	108.2	118.5	118.7
17,811,371	1,829,753,077	93.7	107.3	123.1	122.3
16,119,795	2,009,447,449	94.6	108.2	127.2	128.4
14,552,768	2,585,037,062	94.2	101.4	119.5	119.0
20,130,070	3,011,308,798	94.4	103.7	121.2	121.4
22,805,780	3,135,572,423	94.7	102.0	109.7	110.1
32,777,392	3,873,693,539	94.2	98.5	114.2	113.7
43,297,443	6,995,548,024	92.4	103.3	136.7	134.1
43,335,729	7,990,212,486	93.0	100.1	124.7	125.6
45,939,471	6,031,226,728	94.1	95.9	89.7	90.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
51	114,819,000,000	113,004,053,547	103,866,798,095	1,270,968
52	126,563,292,000	126,213,157,993	116,906,845,877	367,948
53	121,769,019,000	135,619,576,437	124,196,399,293	99,157
54	142,995,000,000	160,442,250,259	147,537,375,521	87,792
55	160,003,251,000	177,909,121,188	163,582,156,726	248,393
56	176,793,734,000	194,735,314,615	179,383,945,880	322,373
57	186,717,000,000	202,741,298,276	187,445,294,954	795,359
58	187,156,000,000	207,598,149,863	192,053,764,638	77,771
59	201,508,000,000	218,188,048,332	203,961,867,814	21,215
60	218,731,000,000	235,001,879,379	219,397,701,236	28,325
61	218,903,000,000	238,768,696,451	222,052,442,127	11,772
62	235,173,000,000	255,692,850,330	238,064,979,999	8,433
63	273,600,000,000	291,358,317,274	273,637,564,143	—
元	292,991,000,000	313,233,507,138	294,830,246,474	—
2	313,446,000,000	333,007,937,098	313,855,640,113	—
3	330,621,000,000	348,996,353,323	330,401,449,077	—
4	307,953,000,000	332,655,334,891	312,076,479,730	—
5	291,342,000,000	315,339,475,115	292,967,332,053	—
6	284,188,000,000	310,799,277,284	287,343,920,640	—
7	297,277,000,000	313,142,518,395	301,400,974,686	—
8	301,996,000,000	315,487,448,044	303,044,833,213	—
9	301,378,000,000	316,009,963,391	303,536,035,556	—
10	299,181,000,000	312,913,370,809	301,028,610,537	—
11	286,924,000,000	302,077,425,968	290,354,596,613	—
12	315,567,000,000	330,862,591,279	319,129,740,194	—
13	306,558,000,000	319,114,538,299	307,361,094,504	—
14	268,096,000,000	281,072,309,596	270,083,123,490	—
15	269,633,000,000	281,939,282,839	271,064,203,186	—
16	279,065,000,000	292,891,886,111	282,857,040,001	—
17	306,269,000,000	316,979,971,292	307,543,227,105	—



(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
56,164,457	9,082,361,963	91.9	90.5	109.4	106.9
62,296,123	9,244,383,941	92.6	92.4	111.7	112.6
109,662,727	11,313,613,574	91.6	102.0	107.5	106.2
85,200,263	12,819,762,267	92.0	103.2	118.3	118.8
115,833,555	14,211,379,300	91.9	102.2	110.9	110.9
214,876,729	15,136,814,379	92.1	101.5	109.5	109.7
142,031,874	15,154,766,807	92.5	100.4	104.1	104.5
209,286,875	15,335,176,121	92.5	102.6	102.4	102.5
223,790,474	14,002,411,259	93.5	101.2	105.1	106.2
285,298,570	15,318,907,898	93.4	100.3	107.7	107.6
333,575,883	16,382,690,213	93.0	101.4	101.6	101.2
560,197,966	17,067,680,798	93.1	101.2	107.1	107.2
433,985,669	17,286,767,462	93.9	100.0	113.9	114.9
521,011,847	17,882,248,817	94.1	100.6	107.5	107.7
418,042,052	18,734,254,933	94.2	100.1	106.3	106.5
361,470,798	18,233,433,448	94.7	99.9	104.8	105.3
459,516,375	20,119,338,786	93.8	101.3	95.3	94.5
542,203,317	21,829,939,745	92.9	100.6	94.8	93.9
440,400,431	23,014,956,213	92.5	101.1	98.6	98.1
502,315,842	11,239,227,867	96.3	101.4	100.8	104.9
684,851,151	11,757,763,680	96.1	100.3	100.7	100.5
802,226,040	11,671,701,795	96.1	100.7	100.2	100.2
511,538,123	11,373,222,149	96.2	100.6	99.0	99.2
1,408,540,325	10,314,289,030	96.1	101.2	96.5	96.5
741,606,002	10,991,245,083	96.5	101.1	109.5	109.9
1,713,426,214	10,040,017,581	96.3	100.3	96.4	96.3
1,039,674,395	9,949,511,711	96.1	100.7	88.1	87.9
834,989,376	10,040,090,277	96.1	100.5	100.3	100.4
974,089,590	9,060,756,520	96.6	101.4	103.9	104.4
809,250,870	8,627,493,317	97.0	100.4	108.2	108.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
18	330,237,000,000	341,709,512,855	332,924,166,488	—
19	375,557,000,000	384,912,111,125	374,870,256,869	—
20	361,041,030,000	376,316,219,262	366,113,415,832	—
21	294,463,030,000	309,337,630,925	298,629,315,257	—
22	274,529,030,000	291,096,586,273	280,976,234,501	—
23	273,504,010,000	284,927,009,382	275,185,982,227	—
24	277,615,000,000	289,889,896,010	280,410,268,926	—
25	289,648,000,000	299,994,165,019	291,147,225,690	—
26	301,688,000,000	310,725,848,824	302,820,322,949	—
27	341,917,040,000	350,182,714,878	343,173,757,380	—

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する 収入率	予算に対する 収入率	対前年比率	
				調定	収入
735,289,006	8,050,057,361	97.4	100.8	107.8	108.3
790,044,145	9,251,810,111	97.4	99.8	112.6	112.6
645,393,690	9,557,409,740	97.3	101.4	97.8	97.7
567,707,783	10,140,607,885	96.5	101.4	82.2	81.6
577,986,492	9,542,365,280	96.5	102.3	94.1	94.1
617,561,751	9,123,465,404	96.6	100.6	97.9	97.9
930,311,415	8,549,315,669	96.7	101.0	101.7	101.9
774,795,834	8,072,143,495	97.1	100.5	103.5	103.8
752,429,178	7,153,096,697	97.5	100.4	103.6	104.0
665,523,273	6,343,434,225	98.0	100.4	112.7	113.3

---

平成 28 年 10 月 発行

## 広島県 税務統計要覧

(平成 28 年度版) 第 60 号

編集兼発行 広島県総務局税務課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 (082)513-2321

---